



2017年9月2日

福井県知事 西川一誠 殿

部落解放同盟福井県連合会

人権問題についての懇談会の申し入れ

貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

常日頃より、部落問題・人権問題について県民の意識向上に鋭意ご努力賜り深く敬意を表する次第であります。

さて、インターネットが進化、発展し我々の日常生活に無くてはならないものになっております。しかし、一方では、かつて、厳しく糾弾された部落地名総鑑と同じ中味のことをインターネット上に書き込み部落差別を助長、拡散させている現実があります。インターネット上における差別行為の氾濫に対して社会はどのように対応すべきか市民一人ひとりの人権意識が問われているといえます。

福井県におきましても、における人権問題の取り組みについて、県内各自治体の人権教育、啓発推進について等、課題が山積しております。

昨年12月に「部落差別解消推進法」施行されました。「推進法」を最大限活用し部落差別の解消に取り組まねばなりません。その為には、「推進法」の具体化に取り組み、部落差別解消に有効な施策の構築が重要であります。

つきましては、下記の日程で懇談会を開催したいと存じます。

公私とも、ご多忙の折とは存じますが宜しくお願いします。

記

日時 2017年10月12日(木) 午後1時30分より

場所 福井県立図書学習センター [小浜市]

懇談内容は別紙

解放同盟県連出席者 30名

以上

2017年度 部落問題解決に向けた福井県への要求事項

2017年10月12日

部落解放同盟福井県連合会

1 部落差別解消推進法の意義と具体化について

部落問題の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることの規定を定めた「部落差別解消推進法」が昨年12月に施行されたが、その意義と具体策について県の考えを明らかにされたい。

2 「人権教育・啓発推進法」関係について

- ① 人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2017年度の人権施策推進計画に基づく実施具体内容を公表されたい。併せて、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか、県の考えを明らかにされたい。
- ② 各市町及び県で構成する人権啓発・教育連絡協議会の活動内容を明らかにされたい。
- ③ 県人権センター2016年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。また人権問題や同和問題などの啓発事業について地域福祉課との連携はどのように行われているのか。
- ④ 学校（義務・高校）における人権教育の内容（2017年度年間実施計画）を明らかにされたい。また人権教育の授業実践例、部落問題に関わる実践例、嶺北地域のものを含め示されたい（5～6事例）

3 〇〇における差別事件について

- ① 〇〇での差別発言事件は、今日まで〇〇の人権教育・啓発等施策がほとんど取り組まれてこなかった結果である。今後、〇〇がこの問題の解決に向けて取り組むべき課題は多岐にわたる。昨年来、〇〇において人権啓発の推進体制が整備されつつあるが、具体的な活動までには至っていない。県はこれまで以上に強い指導性を発揮し、〇〇と連携した取り組みを進められたい。
・〇〇での実行力ある人権啓発推進体制の確立～実践

- ・学校での人権教育の充実
- ・企業内での人権啓発の推進

以上について[]の具体的な取り組み方針と県の関わりを明らかにされたい。

- ② 福井県及び[]の取り組みの経過を明らかにされたい。(H28 年度年間実施報告 H29 年度年間計画の提出)

4 公正採用問題について

- ① 平成28 年度の不適切事象の件数並びに、それに伴う労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む) 併せて分析結果を公表されたい。
- ② 県内で公正採用選考人権啓発推進員を置いている企業数を明らかにされたい。また設置されていない企業への対策は。

5 身元調査問題について

差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施は全国的に広がっている。福井県内自治体も積極的に取り組まれるよう県は指導されたい。(昨年度の回答で県は市町に対して導入の検討を依頼されたが、その後どのように進展しているのか。市町村の裁量にどのように働きかけられるのか具体的な県の考えを明らかにされたい。H29.4.1 より[]での施行がスタートしているが、その内容と課題について明らかにされたい。)

6 人権意識調査の結果について

部落差別解消推進法の制定を受けての、県が27 年度に実施された人権意識調査の分析結果から今後の課題と対応策について明らかにされたい。

7 [REDACTED]の開発事業について

[REDACTED]はどうなっていますか。

8 [REDACTED]について

[REDACTED]、これら3ヶ所の問題点は冬期の北からの強い波浪に関係しており、総合的に捉えた対策が必要ではないか。この3ヶ所の問題改善のため新しい消波ブロックの設置を検討されたい。

部落問題解決に向けた要求事項・回答

平成29年10月12日

要 求 事 項	回 答
1 部落差別解消推進法の意義と具体化について 部落問題の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることの規定を定めた「部落差別解消推進法」が昨年12月に施行されたが、その意義と具体策について県の考えを明らかにされたい。	(地域福祉課) 昨年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」は、現在もなお部落差別が存在することを認めた上で、国や自治体の相談体制の充実、教育・啓発、実態調査の実施などを盛り込んだ内容となっている。 県では、部落差別の解消について、従前から人権教育指導者研修会、人権啓発講演と映画の会などの研修会、講演会、セミナーなど啓発活動に努めており、今後も法律の内容等も含めて、啓発を行っていく。 法律に定める相談体制の充実、教育・啓発の実施については、現在国が具体的内容を検討しているところであり、その結果を踏まえて、県としても対応を検討していく。 《H28 の取組み》 ○同和問題をテーマにしたセミナー、研修会の実施 ・平成28年10月 人権啓発講演と映画の会（嶺南会場） 参加者：146人 ・平成29年2月 人権啓発セミナーの開催 参加者：156名 ・平成29年3月 人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会 参加者：108名 ※ワークショップ方式で実施 ○同和問題をテーマにした職員研修の実施 - 自治研修所が行う新規採用職員研修、35歳研修での講習 ○チラシの配布による啓発活動 - 県で作成した同和問題を含む人権啓発チラシを県や市町のイベントで配布 《H29 の取組み》 ○同和問題をテーマにしたセミナー、研修会を3回実施予定（嶺南2回、嶺北1回） ○同和問題をテーマにした職員研修の拡充 - 従来の研修に加え「管理職研修（課長、参事、課長補佐）」での講話を実施 ○チラシの配布による啓発活動 - 部落差別解消推進法の概要が記載された同和問題の啓発チラシを県や市町のイベントで配布 (提出資料1「同和問題の啓発チラシ」)

要 求 事 項	回 答
2 「人権教育・啓発推進法」関係について ① 「人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2017年度の人権施策推進計画に基づく実施具休内容を公表されたい。併せて、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか、県の考えを明らかにされたい。	(地域福祉課、生涯学習・文化財課) 同和問題に関する偏見や差別のない社会を実現するためには、教育および啓発を効果的に進めていくことが極めて重要であると考えている。 これまで、全市町が同和問題に関する取組みを計画に盛り込むよう指導してきており、平成27年度からは、全市町において、市町が主体となった同和問題の啓発に関する取組みが行われ、平成29年度も計画に盛り込まれている。 今後とも、県・県教育委員会は、市町等とも連携をとり、同和問題について正しい理解と認識を深めるために、さらに充実した取組みを進めていく。 (提出資料2-1「平成29年度事業実施計画(各事業主体分)」)

要 求 事 項	回 答
2 「人権教育・啓発推進法」関係について ② 各市町および県で構成する人権啓発・教育連絡協議会の活動内容を明らかにされたい。	(地域福祉課) 【平成27年度】 ○第1回会議(8月) ・各県市町事業(平成27年度計画)の情報交換 ・共同事業協議(首長人権メッセージパネルの作成・展示) ・研修(テーマ:「人権センターの業務と様々な人権課題」講師:人権センター相談員) ○共同事業実施 「人権フェスティバル2015inふくい」での展示 期日:平成27年11月1日(日) 「人権のつどい2015」(主催)での展示(首長メッセージのみ) 期間:平成27年12月4日(金)～10日(木) 「アオッサでの人権パネル展示」 期間:平成28年1月18日(月)～23(土) ○第2回会議(2月) ・各県市町事業の実績および平成28年度計画 ・共同事業の実績報告(首長人権メッセージパネルの展示) 【平成28年度】 ○第1回会議(5月) ・各県市町事業(平成28年度計画)の情報交換 ・共同事業協議(人権週間(12月4日～10日)における県市町図書館での人権図書コーナーの設置) ・事例研究(テーマ:「」における人権啓発」発表者:「」) ○共同事業実施 設置図書館:27館(全県市町参加)、PR図書数:延べ約1,000冊、 設置期間:11月22日～12月28日 ○第2回会議(2月) ・各県市町事業の実績および平成29年度計画 ・共同事業の実績報告(県市町図書館での人権図書コーナーの設置) 【平成29年度】 ○第1回会議(5月) ・協議会設置要綱の改正(県市町の教育部門の参画) ・各県市町事業(平成29年度計画)の情報交換 ・共同事業協議(人権週間(12月4日～10日)における県市町図書館での人権図書コーナーの設置および県市町人権啓発事業概要パネル作成※人権フェスティバルで掲示予定) ・研究会(人権センターが所有する同和問題に関するDVDの紹介、上映) (【提出資料2-2】福井県市町人権教育・啓発連絡協議会設置要綱)

要 求 事 項	回 答
2 「人権教育・啓発推進法」関係について ③ 県人権センター2016年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。また人権問題や同和問題などの啓発事業について地域福祉課との連携はどのように行われているのか。	(地域福祉課) 県人権センターは、人権相談に関する総合窓口として、県民からの人権相談に応じるほか、職員が講師となり、県民、企業等に対する人権教育・啓発を推進している。具体的な活動内容については、次のとおりである。 (1) 人権相談事業 相談員による一般相談、弁護士による特別相談、嶺南地域への移動相談 ・一般相談 開館日：火～金曜日 9時～17時 (アオッサ7階人権センター内) 第2・4日曜日およびその前日 9時～17時 場所：アオッサ7階 人権センター内 相談件数 183件 (うち、同和関係2件) ※平成29年8月末現在、相談件数100件 (うち、同和関係2件) ・特別相談 毎月第3木曜日 13時～16時 (アオッサ7階人権センター内) 相談件数 14件 ・移動相談 偶数月第2金曜日 13時～16時 [REDACTED] 相談件数 0件 奇数月第3金曜日 13時～16時 [REDACTED] 相談件数 0件 (2) 人権意識の普及啓発・研修における講師派遣回数 民間企業等 17回 [うち同和問題含む12回] (受講者1,553人) 自治研修所、市町、学校関係 22回 [うち同和問題含む19回] (受講者1,519人) (3) 情報の提供 所有数 DVD・VHS 369本 [うち同和問題含む128本] 書 籍 1167冊 [うち同和問題含む279冊] (貸出数) DVD・VHS 186本 [うち同和問題含む50本] 書 籍 24冊 [うち同和問題含む14冊] (実績は、2016(平成28)年度)

要 求 事 項	回 答
2 「人権教育・啓発推進法」関係について ④ 学校（義務・高校）における人権教育の内容（2017年度 年間実施計画）を明らかにされたい。また人権教育の授業実践例、部落問題に関わる実践例、嶺北地域のものを示されたい。（5～6 事例）	（高校教育課、義務教育課） 県内の小・中学校および公立高校ならびに特別支援学校では、スクールプランの中に人権教育を重要な柱として位置付けている。人権教育全体計画および推進計画をはじめ、人権教育年間指導計画に基づいて、各教科、道徳、特別活動等を中心に学習を進めている。 教科では社会科を中心に、身分制度の廃止ならびに解放令の布告から全国水平社の結成に至る経緯を学習している。道徳では様々な人権教材を題材に、自分の考え方を深めるとともに正義の大切さを考え、差別や偏見に対しての実践力を養う学習を進めている。特別活動では、学級づくりや人権週間を中心に体験活動や日常生活の振り返り等を行い、人権感覚を高めている。 高校では、現代社会や日本史をはじめ、国語、英語、家庭科、情報科等の授業には人権問題を題材とした教材があり、これらの学習を通して理解を深めている。また、ホームルーム活動や学校行事等における集団活動を通して人権感覚を涵養している。 また昨年度からは、教育振興基本計画に基づき、県内の小・中学校および高校ならびに特別支援学校の全校長を対象とした人権教育研修会を福井・高志、奥越・坂井、嶺南の三会場で実施している。各学校においては、教職員一丸となって人権教育に取り組むよう、学校長にはリーダーシップの発揮が求められるところであり、こうした役割を踏まえ、管理職の人権および人権教育への識見が高められるよう、研修の機会の確保とその充実を求めることを目的とし、実施していくこととしている。 〔 提出資料 2－3 「人権教育年間指導計画」 提出資料 2－4 「人権教育授業実践例」 〕

要 求 事 項	回 答
3 〇〇における差別事件について ① 〇〇での差別発言事件は、今日まで〇〇の人権教育・啓発等施策がほとんど取り組まれてこなかった結果である。今後、〇〇がこの問題解決に向けて取り組む課題は多岐にわたる。昨年来、〇〇において人権啓発の推進体制が整備されつつあるが、具体的な活動までには至っていない。県はこれまで以上に強い指導性を発揮し、市と連携した取り組みを進められたい。 ・ 〇〇での実行力のある人権啓発推進体制の確立～実践 ・ 学校での人権教育の充実 ・ 企業内での人権啓発の推進 以上について〇〇の具体的な取組方針と県の関わりを明らかにされたい。	(地域福祉課、義務教育課、高校教育課) 〇〇では、平成27年10月に「〇〇人権施策推進本部」を設置し、昨年度から人権施策基本方針の修正作業を進めていたが、本年9月28日に本部会議を開いて決定した。 なお、今回の修正については、昨年12月に成立した部落差別解消推進法など、近年の人権を取り巻く状況の変化を踏まえた内容となっている。 また、平成28年4月から、人権担当課である〇〇を配置し、本年度も引き続き同体制で人権施策を推進している。 〇〇では従来から人権教育全体計画、人権教育年間指導計画に基づき、各学年において系統的・計画的に取り組んでおり、特に本年度は、映画化された〇〇を繋いだ人々の足跡をたどる資料を作成し、〇〇全小中学校に配布した。 子どもたちは、折に触れ「優しい日本人がいた場所 〇〇のふるさと教材を通して、道徳の時間等に、思いやりや助け合いの心、そして公平・公正さについて学習している。その成果として、総合学力調査での質問項目「他者の心や命を大切にする」「他者のよさを認める」において数値の向上が見られ、いじめ等の独自調査においても減少傾向が見られた。この資料は、県内すべての小中学校にも配布し、〇〇として、先人の思いやりやその行動を県内に発信している。また、〇〇に取り上げ、県内全ての中学1年生に配布した。 また、「法教育」の研究実践を生かし、みんなが幸せに暮らす社会の実現について考える授業に〇〇全小中学校で取り組み、〇〇全体の人権教育の充実に努めている。 企業を対象にした同和問題に関する啓発としては、平成28年10月17日に「人権啓発講演と映画の会」(県、〇〇公共職業安定所と共催)および平成29年3月15日に「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(県、〇〇公共職業安定所と共催)を開催している。 平成29年5月に、部落解放同盟・〇〇・県の三者の意見交換会を開催し、〇〇の取組みについて、解放同盟からご提案をいただいております。今後も提案の実現に向けて〇〇とともに取り組んでいきたい。

要 求 事 項	回 答
3 [redacted]における差別事件について ② 福井県及び[redacted]の取組みの経過を明らかにされたい。(H28年度年間実施報告 H29年度年間計画の提出)	(地域福祉課) 昨年度、県と[redacted]の共催により、同和問題を取り上げた「人権啓発講演と映画の会」(平成28年10月17日)および「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(平成29年3月15日)を開催した。(いずれも[redacted]) 今年度は、同和問題について「人権啓発講演と映画の会」において、[redacted]による[redacted]と題した講演会を10月3日に、「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」を平成30年3月に実施する予定である。(いずれも[redacted]) また、[redacted]は昨年度、[redacted](平成28年9月7日)、や[redacted](平成28年11月24日)を実施するほか、[redacted](平成28年9月4日)において、同和問題啓発に関するチラシを配布し、公民館では同和問題等に関するパンフレットの配布や、同和問題などの人権啓発のパネル展を公民館持ち回りで開催するなど、啓発活動に取り組んだ。 今年度は、[redacted](平成29年9月6日)、[redacted](平成29年11月29日)、[redacted](平成30年3月ごろ予定)の開催を予定している。 このほか、[redacted](平成29年9月4日)や12月の人権啓発街頭パレードにおいて、同和問題啓発チラシを配布するほか、公民館では同和問題等に関するパンフレットの配布や、同和問題などの人権啓発のパネル展を公民館持ち回りで開催するなど、啓発活動に取り組むこととしている。 〔 提出資料3 「平成28年度実績(福井県分、[redacted])」 「平成29年度事業実施計画(福井県分・[redacted])」 〕

要 求 事 項	回 答
4 公正採用問題について ① 平成28年度の不適切事象の件数並びに、それに伴う労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む)併せて分析結果を公表されたい。 ② 県内で公正採用選考人権啓発推進員を置いている企業数を明らかにされたい。また設置されていない企業への対策は。	(労働政策課) 採用面接等において不適切な事象があったと平成28年度に報告があった件数は44件で、前年度に比べて20件減少(▲31.3%)である。該当する事業所も39事業所と、前年度に比べ16事業所減少(▲29.1%)である。不適切な事象があったと高校生から指摘があった企業に対しては、福井労働局に確認や指導、啓発をお願いしている。 県では、企業向けに啓発用のリーフレットを作成し、6月1日・2日の人権教育指導者研修会等において事業所の人事担当者に配布し、公正な採用選考を行うよう要請している。 7月23日には企業の採用担当者に対し公正採用選考に関するセミナーを実施しており、9月にも実施を予定している。その他にも、企業の採用担当者が集まるセミナー等、機会をとらえて公正採用選考の遵守を求めている。今年度からは、県が主催する合同企業説明会の出展については、公正採用セミナーの出席を必須要件としている。 また、福井労働局では、管轄するハローワークが違反事業所を戸別訪問し、公正な採用選考を行うよう指導・啓発しており、特に質問が多い「家族の状況」について、重点的に改善指導を行っている。 採用面接について不適切な事象が減少したことは、公正採用選考に関する取組みの結果、企業採用担当者の認識が向上している良い影響と考えている。一方、該当する事業所が39事業所もあるという事実を真摯に受け止め、今後も、公正採用選考を徹底するよう企業に対して働きかけていきたい。 福井労働局の調べによると、福井労働局管内で公正採用選考人権啓発推進員を設置しているのは、1,596事業所と、14事業所増加している。 設置されていない事業所に対しては、毎年文書により設置勧告を行い、ハローワークでの求人来所の際や事業所訪問の際などに制度説明し、設置勧奨を行っている。 (高校教育課) 24年度から教育委員会でも独自に公正採用選考問題に取り組んでいる。今年度も、教育委員会が作成した公正採用選考を依頼する文書をハローワークに求人を依頼した企業に対して配布し、公正採用選考の周知と依頼を行った。 また、これまで同様、採用試験を受けた生徒全員から「公正採用選考に係る受験報告書」を回収し、集計したものを「公正採用関係機関連絡会議」に提出する。これにより、不適切な事項を把握していく。

公正採用調査の分析結果

別紙

1 件数

	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
受験報告書の総数	1,900	1,918	2,013	2,331	2,350
該当する受験報告書の件数	44	64	81	108	106
	2.3%	3.3%	4.0%	4.6%	4.5%
不適切な項目の延べ合計数	75	94	127	169	168
統一応募用紙以外	0	0	0	0	0
提出書類	0	2	1	0	0
①戸籍謄(抄)本	0	0	0	0	0
②住民票	0	0	0	0	0
③健康診断書	0	2	1	0	0
④その他	0	0	0	0	0
不適切な質問	74	92	124	168	188
①本籍、出生地	0	3	1	6	3
②家族の状況	40	62	73	91	91
③住居状況	2	2	4	4	10
④生活環境、家庭環境	3	2	4	6	13
⑤経歴新聞、経歴、愛読書	4	2	2	8	4
⑥性別で区別した質問	0	0	3	3	1
⑦人生観・生活信条	1	0	1	3	0
⑧尊敬する人物	8	4	6	9	13
⑨思想	0	0	1	2	0
⑩宗教	0	0	1	7	4
⑪支持政党	0	0	0	0	0
⑫短所、喫煙、交友関係	16	17	28	29	49
作文の題名	1	0	2	1	0
管内別 の延べ件数					
福井管内	38	45	63	94	86
管内別					
大野管内	14	21	16	28	42
三國管内	2	0	3	1	0
管内別					
三國管内	6	7	9	15	9
管内別					
管内計	6	10	20	17	27
管内別					
管内計	4	7	7	0	6
管内別					
管内計	70	90	118	155	170
管内別					
管内計	5	4	9	14	18
合計	75	94	127	169	188

②家族の状況の内訳

	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
1 家族構成	18	25	30	35	37
2 家族の職業	28	51	56	77	66
3 家族の年齢	1	3	1	7	7
4 家族の健康状況	2	2	0	2	3
5 家族の学歴	1	0	0	1	0
計	50	81	87	122	113

2 事業所数

	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
受験事業所の総数	747	700	743	786	760
該当する事業所数	39	55	61	79	71
	5.2%	7.9%	8.2%	10.1%	9.3%
不適切な項目を有する延べ事業所数	68	83	102	134	137
統一応募用紙以外	0	0	0	0	0
提出書類	0	2	1	0	0
①戸籍謄(抄)本	0	0	0	0	0
②住民票	0	0	0	0	0
③健康診断書	0	2	1	0	0
④その他	0	0	0	0	0
不適切な質問	67	81	99	133	137
①本籍、出生地	0	3	1	5	3
②家族の状況	35	53	56	67	61
③住居状況	1	2	4	4	9
④生活環境、家庭環境	3	2	4	6	12
⑤経歴新聞、経歴、愛読書	4	2	2	7	4
⑥性別で区別した質問	0	0	1	3	1
⑦人生観・生活信条	1	0	1	3	0
⑧尊敬する人物	8	4	6	9	9
⑨思想	0	0	1	2	0
⑩宗教	0	0	1	3	3
⑪支持政党	0	0	0	0	0
⑫短所、喫煙、交友関係	15	15	22	24	35
作文の題名	1	0	2	1	0
管内別 事業所数					
福井管内	21	24	32	42	33
管内別					
大野管内	7	15	11	13	17
三國管内	1	0	2	1	0
管内別					
三國管内	3	5	5	8	5
管内別					
管内計	3	5	5	7	8
管内別					
管内計	2	4	2	0	3
管内別					
管内計	37	53	57	71	66
管内別					
管内計	2	2	4	8	5
合計	39	55	61	79	71

要 求 事 項	回 答
5 身元調査問題について 差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施は全国的に広がっている。福井県内自治体も積極的に取り組まれるよう県は指導されたい。(昨年度の回答で県は市町に対して導入の検討を依頼されたが、その後どのように進展しているのか。市町の裁量にどのように働きかけられるのか具体的な県の考え方を明らかにされたい。H29.4.1より[]での施行がスタートしているが、その内容と課題について明らかにされたい。)	(市町振興課) 本人通知制度は、住民票の写しや戸籍等の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を防止する上で有効な制度であると考えているが、現段階では国による法制化がなされておらず、制度の実施については、各市町の裁量に委ねられている状況である。 そのため、県としては、「福井県人権施策基本方針」の平成28年8月1日修正版に、施策の柱として、「不正な手段による身元調査の防止」を掲げ、「差別身元調査につながる住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を防止するため、市町に対し、本人通知制度の導入を働きかけます」と明記したところである。 平成29年4月1日より[]において、第三者による不正取得が行われたことが明らかになった際に、本人にその旨を通知する「不正取得通知型本人通知制度」が施行された。 本人通知制度を導入した[]からは、実際に事案が発生した際の実務上のノウハウが不足していることが課題であると聞いている。 そのため、平成29年7月に、県内17市町の担当課長が集まる戸籍住民基本台帳事務協議会において、[]を講師に招き、過去に事案が発生した際の実務内容を中心とした勉強会を実施した。また併せて、未導入の市町に対し県から改めて導入について働きかけを行った。 今後、できるだけ早期に本人通知制度を導入するよう、市町に対して継続して働きかけを行うとともに、必要に応じて導入済市町のフォローを行っていく。

要 求 事 項	回 答
6 人権意識調査の実施について 部落差別解消推進法の制定を受けての、県が27年度に実施された人権意識調査の結果報告及び分析結果から見える問題点を含めた今後の対応策について明らかにされたい。	(地域福祉課) 平成27年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」の結果から、主に、次のような課題があると考えている。 これらの課題に対し、昨年12月に成立した「部落差別解消推進法」が、現在もなお部落差別が存在することを認めた上で、国や自治体に対し、教育・啓発などを求めていることも踏まえた、さらなる取組みを行うこととしている。 ・日本は人権が尊重されている社会であると感じている人が約7割にとどまっており、約3割の人が社会生活の中で何らかの人権侵害を経験している。(関連 問1、問2(1)) より多くの県民が人権意識を持つために学習する機会を提供していきたい。 ・同和問題への関心が低い。(関連 問4、問9) 市町と連携しながら、同和問題の周知や研修の機会を増やしていきたい。これまで、学校では社会科や公民科を中心に同和問題を学習している。さらに同和問題を深く理解するための話し合い活動を実施する等、児童生徒が主体的に活動する学習を進める授業づくりを充実していきたい。 ・同和問題について、結婚に反対したり、結婚をあきらめようとする人がまだいる。(関連 問10、問11(1)(2)) 同和問題についての正しい理解と認識を深められるよう研修、広報を充実していきたい。 ・過半数の人に人権の啓発活動が知られていない。(関連 問21) 多くの県民に関心が持たれるように啓発事業を工夫していきたい。 なお、詳細な属性分析結果を加えた調査結果報告書【修正版】を7月31日開催の人権施策推進審議会の了承を得て、8月に県ホームページにて公開したところである。 (提出資料6「人権問題に関する県民意識調査結果報告書【修正版】)」

要 求 事 項	回 答
7 [redacted]の開発事業について [redacted] [redacted]はどうなっていますか。	(土木部、嶺南振興局) [redacted]については、[redacted]から近く、[redacted]であり、交通安全上問題があることから、H18年から関係者協議を開始し、H19年度から事業に着手した。 これまで、地元より要望のあった周辺整備等については順次対応している。 また、[redacted]が生じるため、H23年9月より関係する[redacted]を進めており、昨年度は、[redacted]に対応するため、[redacted]を行い、[redacted]の計画に合わせた位置に変更するなど、設計の修正を行った。 [redacted]については、[redacted]を進めており、昨年度は一部、[redacted] [redacted]については、[redacted]、できるだけ早く合意を得て、事業を進めていけるよう努めていきたい。

要 求 事 項	回 答
8 [REDACTED]について [REDACTED]これら3ヶ所の問題点は冬期の北からの強い波浪に関係しており、総合的に捉えた対策が必要ではないか。この3ヶ所の問題改善のため新しい[REDACTED]を検討されたい。	(土木部、嶺南振興局) H26～27年度にかけて、砂の堆積や侵食などの状況を観測してデータ分析など原因究明のための調査を行った結果を踏まえ、[REDACTED]については、[REDACTED]を実施するとともに、今後の[REDACTED]ために、[REDACTED]を、[REDACTED]へ戻していく。 また、[REDACTED]については、昨年調査結果から、[REDACTED]での波高に大きな変化がないことがわかった。 このため、今年度は、[REDACTED]していく。 今後も、引き続き、[REDACTED]など、それぞれの管理主体が連携・協力し、対策を実施していく。

平成29年度部落解放同盟との懇談会 議事録

日時 平成29年10月12日(水) 13時30分～16時

場所 若狭図書学習センター講堂

【出席者】

(福井県連合会)

(中央本部)

()

(県)

池田健康福祉部長 他

開会のあいさつ

(司会

定刻より少し早いですが、4時までとの時間も決めていますので、早く始めさせていただきます。今日、本日、司会進行をさせていただきます解放同盟の と申します。何分、不慣れなので皆さん進行につきましてはご協力よろしく願いいたします。

それでは、始めに部落解放同盟福井県連合会 ぐあいさつ申し上げます。

こんにちは、県のみなさん、大変忙しい中、参加をしていただきましてありがとうございます。今まではね、私どもの解放同盟に対しまして、ご理解を賜ってご支援いただいております。また福井県の人権政策についても鋭意、努力をいただいている。まあ、十分とは言えませんが、そこそこ私どもも評価はいたしております。しかし、今、新法、推進法ができました。やはり一つの、部落問題についてのスケール感というか、そういうものが大きく変わっていく起点になっております。ですから、今までのようなやり方では、やっぱりもう一つ部落問題に迫っていく対策がなかなか十分とは言えない状況でございました。新法ができて、一つ、腹を据えてやっていただきたいと思います。まあ、そのことは、5月に中央本部からずっと取り組んでいただきました各県の知事さんとお会いして、また福井県の西川知事さんともお会いして、そのことを十分にお願

いしてあるはずなので、そのことを一つ忘れずにお願いします。

また、中央本部の皆さんには、毎回毎回私どもの運動に対しまして、大変忙しい中、特に選挙がある中で、[REDACTED]まで、万難を排し来ていただきましてありがとうございます。皆様のご支援がなけりゃ、なかなか難しい、相手がなかなか難しいものですから、一つよろしくお願いします。まあ、地区の皆さんには、大変忙しい中、ここに座っていただきました。メンバーを見ますと毎年、同じメンバーがそろっております。このメンバーが所謂私どもの解放運動、福井県連高浜支部の解放運動を推し進めていくと、そういう馬力になっておりますので、そのことを思うと、一番中心であると思っております。今日もいろいろな事業の話がございます。一つ、頑張っていくしますのでよろしくお願い致します。簡単ですけどもあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会 [REDACTED])

続きまして福井県側のあいさつといたしまして、福井県健康福祉部長池田禎孝様よろしくおねがいいたします。

(池田 健康福祉部長)

福井県健康福祉部長の池田でございます。開会にあたりまして県側を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、部落解放同盟福井県連合会から[REDACTED]はじめ、多くの会員の皆様、また、本部からも多数の執行委員の皆様にご出席いただきありがとうございます。そして、皆様には、日頃から本県における同和行政の推進等々、格別のご理解、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、同和の問題でございますけれども、同和対策審議会の答申が出て50年が過ぎておりますけれども、昨年の「部落地名総鑑」復刻版出版事件の問題など未だにそうした差別が解消するに至ってないところでございます。国におきましては、先ほどの[REDACTED]からのご挨拶にもありました新法が昨年12月に可決成立して、国や自治体の相談体制の充実とか、そういったところが盛り込まれている内容となっているところでございます。

福井県でございますが、これまで平成15年に「福井県人権尊重の社会づくり条例」といったものを設けながら、市町それから各種団体とともに、人権教育・啓発に取り組んでいるところでございます。昨年の新法を受けまして、そうした法律の周知、啓発にも積極的に取り組みを進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、今年度から県職員の自治研修所での研修でござい

ますが、そうした研修に数多く盛り込んだこととか、あるいは、「人権教育指導者研修会」あるいは「映画の会」といった研修会も開かせていただいております。あるいは、新しく啓発のチラシも配っておりますし、そうしたことで、去年から今年にかけて充実をしているところでございます。

しかしながら、まだまだ、一昨年の調査にもあるように、人権の意識というものは、まだまだ解消されてないところもあるようでございます。

本日の懇談会では、それぞれの議題に対しまして、健康福祉部をはじめ、関係所属の出席者が回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日の懇談が実り多きものになりますことを祈念いたしまして、簡単ではありますが、ごあいさついたします。よろしくお願い致します。

(司会

ありがとうございました。続きまして、部落解放同盟中央本部を代表されまして、部落解放同盟中央本部

ご挨拶願います。

(

ただいま紹介されました、

でございます。今日は

さらにお隣の

も参加させていただいております。一年に1回ということで、もう少しあってもいいのかなと言う気もするのですが、この時期に毎年こうして場を持つというのは非常に大事なことだと思います。とりわけ先ほどからお話もあったように、昨年の12月に部落差別解消推進法が成立、施行されました。もう10か月経っているわけでありまして、この間に法律の具体化に向けて何をするのか、ということでもしっかり議論されていると思いますので、今日の話し合いの中心的なテーマでありますので、積極的な姿勢が表明されるだろうと言う風なことを期待しているわけでありまして、特にこの法律がなぜきたのかということをしっかき踏まえていく必要があると思います。言うまでもなく、同和対策に関連する法律が切れてから15年経過をしているわけでありまして。それからまた、先ほど県の部長からもあったのですが、同和対策審議会答申から50数年経っている。こうした時期に昨今の情勢は極めて差別事件が増加している。さらに従来考えられなかった集団化をするとか、開き直りがあるとか、さらにこれが商い、金儲けと結びついてきている。そうした事態をしっかき踏まえる中でこの法律が作られました。この法律は、第一に考えていく必要があるのは、所謂差別の事実、現実ということでありまして。従来使っていた同和と言う文言が、今回の法律には全く入っていないわけでありまして、所謂部落差別を解消するということで統一されている。それは、やはりこう、いろいろな思いとか議論があったにせよ、差別の事実とか差別の現実としっかき向き合っ

ていくということが基本でこの法律が作られました。特にまた、そうした中で差別が現実存在するということを踏まえて、行政の責務ということが改めて強調されているところであります。そうした意味合いをしっかりと踏まえながら、さらにこれまで懸案になっていた様々な事案も含めて、今日は積極的な回答なり姿勢を示されるであろうということを心から期待をしているところであります。

さらにまた今日も[]から大勢の皆さんもきています。そうしたことを踏まえながら有意義な時間を過ごしていきたいという風に思いますので、よろしくお願いします。簡単ですがあいさつに代えていきます。以上です。

(司会 [])

ありがとうございました。自己紹介ということで、解放同盟の方、[]からお願いいたします。

自己紹介 団体：[]
県：県連提出名簿登載者（管理職）

要求事項説明 ～ 回答読み上げ

(司会 [])

はい、ありがとうございました。それでは、要求事項の提起に入っていただきます。部落解放同盟福井県連合会[]の方からお願いします。

[]
要求項目読み上げ（１～８）

（１、２①②③、３①②、６ 宮前地域福祉課長、
２④、３①、４① 松田教育庁教育振興監、４①② 宮越労働政策課長、
５ 小林市町振興課長、７、８ 西出小浜土木事務所長）
回答読み上げ（１～８） （座って説明）

１ 部落差別解消推進法の意義と具体化について（地域福祉課）

(司会 [REDACTED])

はい、ありがとうございました。質疑応答に入りたいと思います。部落差別解消法の意義と具体化についてからの、最初の方から質疑をずっと進めていった方がいいのかなと思いますのでよろしくお願いします。

[REDACTED]

それでは、要求項目の1点目の解消法の意義と具体化について、お聞きしたいと思います。回答の中で、特に国の動向を待たれとるとの回答です。これ、法が施行されてからもう10か月経過しています。県として検討されてきた経緯があると思うので、その辺りについて1点お答えいただきたいなと思います。

この法律の中で、1条から6条の中で問われていることは、今回、1条で部落差別のない世界を実現するということを目的とすると、そういう法律です。その3条で差別の解消に関する施策を講ずる。ですから目的のためにこういった施策を講ずる、対策ですね。そして、具体的には部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る。5条では国は部落差別を解消するため、必要な教育および啓発を行う。これはこれまでの教育啓発推進法とマッチする部分だと思います。さらに6条では部落差別の実態に係る調査を行うものとするというところで、27年度に実態調査と言うのをやってもらっていますが、指摘をしている解析ですね、どんなふうになされるのか、そういうような点。今回の法律の中では、部落差別がない社会が実現することを目的とする。このためにどうしていくのか、と言う所が、この法律の大きな課題だと言う風に思います。

これまでですと、どうしても、戦術と戦略という風に見れば、戦略、教育啓発を行う事例みたいなことばかりを浮かべてきたように感じます。ですから今回は、成果の目標みたいなものの捉え方、部落差別に関する部落差別のない社会を実現することを目的とする。そのためにはどんなことを講じていくのだというような、体系的な県としての推進体制と言うのがこれから必要でないかなという風に思っております。その点に関する今後の考え方を回答いただけたらなと思います。国の方針が決まれば出てくるというものもあると思うんですが、いろいろなあらゆる問題を解消しようと思うと、全ての取組みを少し体系化するという考え方が大事ではないかと思っておりますので、この推進法の具体化、その意義について、そういう点での回答としてお答えいただけたらなと思います。

(司会 [REDACTED])

はい、すみませんが、声が同じように聞こえると、どなたが回答していただいているのか分からないので、部署とお名前をお願いします。

(宮前 地域福祉課長)

地域福祉課の宮前でございます。法律を受けまして、法律の3条の中で施策を講ずる、国も県も施策を講ずるとの文言がございますので、これにつきまして、国の方からはまだ何も示されていませんけれども、それも踏まえまして、また他県の情報も収集しまして、これから施策を講じていきたいと思っております。まだ国も情報収集の段階でございます。その結果を待つのでなく、第5条で規定する相談体制の充実とか、教育啓発につきましては、既に行っているもので、これをさらに充実していきますので、まだまだこれからだと思っています。

いくつもあるんだけどね。今のやっている中で、一つは、国の動向を見ながらと言うのは結構よく使われているわけですね。よく、しっかり考えてほしいのは、じゃあ市町村に話を持っていくと、県の動向を見ながらと言うわけよ。言うている意味分かります？今回の法律の中で言われているのは、所謂それぞれの地域の実情を踏まえ、県と国と地方自治体が共同で取り組むとなっている。そうすると、国の動向だけでなく、あんたところの自身が主体的に何をするかと言うのがまず大事であるわけや。そのことを踏まえて県は、国は協力しましょうとするなら取り組んでいきましょうと言っているわけではない。しっかりと法律を読んでもらったら、あんたところはあんたところで、やらなあかんというふうなことを言っている。

もう一つは、従来からしていることを今後もさらに頑張っていくと言うのやけれど、あの法律はよく読んで欲しいのは、実は、あれは従来から相談活動とか教育啓発とか実態の把握をしているというのを、国は知らないでそのような文章を書いているわけと違うんやで、100も承知やねん。様々な形で取り組まれていることを100も承知で、なおかつあんな法律を作っている。そして法律の条文をしっかりと読んで下さいよ。部落差別の解消のための相談活動、部落差別解消のための教育啓発、部落差別を解消するための実態の把握と言うているわけ。何かと言うと、今まで取り組まれている言葉ね、極めて部落差別と言う具体的な事実に対して、あまりにも人権と言う中で縮小になっているのではないかとの指摘があるわけよ。あの法律の意味は。だからきつい言い方をすると、部落差別の解消すると言うことに特化した取り組みをなさいと指摘でもあるわけ。だから、あれは議員提案でやった。議員さんは自治体の取組みを全く知らずに書いているわけではないよ。それは僕自身も個人的にはよう分かっているわけや。ご承知のとおりあれは中心になって取り組むと言い出したのは、
の国会議員さんらが中心になったわけや。そして福井県の選出の国会議員さんも賛同してやろうとなった。それぞれの人が全部、地方自治体は何をしている

のかは承知、分かっている、でもあえて、ということをしっかし踏まえてもらおうと、もう一度、この法律の条文をしっかし読んでもらって、今までのことをしっかし総括をして、点検をして、もっともっと具体的に部落差別を解消するということを目標に持った取組みを、どう地区で上げていくのかが問われているわけ。あまりにも、国の動向を見ながら今後も法律の内容も含めて啓発を行っていきますでは、あまりにも法律の主旨とはかけ離れている。もっと言ったら、法律を受けて改めて、部落差別を解消するための基本方針の策定をやるとか、そういう動きもあっていいわけね。だからそういうことをしっかし考えていただきたい。啓発の中でまた言いますけれど。

(宮前 地域福祉課長)

相談体制、教育・啓発につきましては、これまでもやっているけれども、さらに充実していくということで、法律も……

従来からやっていることは、承知なんよ。でもそのことが、部落差別が現実にあるということに対してどういう教育啓発を国は行われてきたのかというのを再定義する必要があるわけや。今までやってきたのをどうだったのだろうかというのをここで止まって点検をし直す必要があるわけや。多分、去年の取組みも今年の取組みも大枠では変わっていないと思う。ここで一回踏みとどまって、部落差別が現実にあるということに対して、福井県が行っている取組みが、それにちゃんと適うているのかどうかを、まずやる必要がある。

(池田 健康福祉部長)

誤解もあるようなので、私の方から回答します。実は私、昨年、企画幹の立場で県と市町の人権の協議会の会長をさせていただいておりました。過去3回、昨年2回、今年も5月は企画幹の立場でしたので、県市町の協議会を開催し、県の取組みを紹介しつつ、市町の取組みを見直ししてきた。今年からは、去年のこの場で協議されたように、新しく教育委員会のメンバーも市町に加えて、総勢倍くらいのメンバーで、5月しっかし協議を、私会長の立場で努めさせていただきました。一点、そこが新しい取組みとして、自信を持ってと言うとあれですが、やらせていただいたところです。もちろん、新法できたことは私どもも重々承知しておりまして、回答では国の動向と書いてありますけれども、決して待っている思いはございません。ちょっとしか書いてありませんけれども、人事課にも私が直接交渉しまして、今までは新採用と35歳研修の場でしか人権の研修をしなかったわけですが、今年は管理職、課長、参事、課長補佐、我々で言う

と中心になります。県の行政で言いますとまさに行政の中心の方達であります。に対して、同和に特化した研修を新たに始めさせていただきました。これは今年度、新たに取組み始めたところでありまして、加えて、簡単なチラシなり、法律の概要でございますけれども、全所属に配布しました。私、直接持って行ったところもありますし、各部の同じ企画幹との立場の者が、これは人事を担当する企画幹でございますけれども、部長の補佐という立場のナンバー２でございますが、各企画幹に対して、法律の主旨も全て周知をさせていただいております。各所属には概要を報告しまして、全職員に必ず目を通させるようにと、県はしっかりとした取組みを進めております。これは書ききれないところもあるんですけども、これは自慢でもないんですが、第一歩は進めさせていただいております。

あとは、私、先ほどの会長との立場で申し上げますと、まだまだ、おっしゃるように市町間の温度差はございます。温度差と言うのは取組みに対する濃淡と言いますか、そういったものは多分にございます。なので、まずはしっかりとした下地を作ること大事ですし、その取組みを共有しながら全体の底上げ、プラス、全然できてないところはしっかり取り組んでいただく、第一歩は、その場で各市町に申し上げたのですが、まずは、県同様、職員に対する研修を行うようにと、これも小さい市町ですと、全職員に対して、一括にできるのではないかと申し上げました。ただ、いろいろやり方があるので、そこまで手取り足取りできない部分は、県としてもあるんですけども、そのところは、まず今年度は各市町で考えてほしいと、その上で、年度末もう一回、この会議は開く予定です。各市町からその進捗を聞いた上で、また来年度、30年度に更なる職員研修の充実、加えて言いますと教員の方にも私も直接お願いをしまして、それから警察の方にも直接申し上げたところです。ということで、市町、県、一体となって進めておりますので、その辺は誤解のないようお願いできればと思います。

私がおもうには、推進法というのは、とにかく県民、町民、全ての人に周知徹底すると、これが法律の中で重要なことなんや。この前、おたくが出してもらったチラシも見させてもらった。最初に同和問題のことが書いてある。下の方に新法が書いてあった。そんなところより、思い切って、全面的に部落差別解消推進法と、PRしなければならん。そうすると、地方自治体もあなたたちのPRを見て同じことになってきたのでは、話にならん。周知徹底するために、もっときちんとした、パンフレットのようなものを作らないとあかん。同じ印刷代や。そういうことを一つ、やってもらって、ちょっとついでにとの話にはならない。

ちょっと、聞きたいんやけど、この29年度 of 取組みの中で同和問題をテーマにしたセミナーなど、書いてある、この中身が何なのか。ようするに新法こそ大

事なので。本来なら新法だけでやってやらなかあかんちゃうんけ。

(山口 人権室長)

人権室長の山口でございます。近い例で紹介でご紹介させていただきますと、先日10月3日に「映画の会」ということで、映画それから研修会というのを兼ねた研修会を実施しております。その中で当然新しい法律も紹介させていただいた後に、先ほどもありましたが、27年度に県民意識調査をさせていただいた結果といたしまして、相変わらず1割程度の人が、そういった問題がある場合には結婚に影響するとか、あとは[REDACTED]ですと同和問題を誰から一番伝えられているかとの状況は、家族から伝えられているというのが[REDACTED]なんかが多いというのを踏まえまして、相変わらず同和問題と言うのはそれぞれの気持ちの中で影響している状況が明らかになっています。そういった状況を踏まえまして、その研修には100人ほどの人が集まっていたのですが、企業の関係者であるとか、一般の人とか、来ていただいたのですが、そこでは、日ごろどういったことを気にするかというのを先生の方から自由に、人権問題、それから同和問題との大きなテーマの中で出していただいて、それをディスカッションと言うのか、みんなで見合って、確認しあう。そういったことが27年度の人権意識調査を踏まえた研究内容として取り入れて実施しております。

ただ、残念ながら前回は時間の関係もありまして、まとめの所で、もう少し徹底して、こういったことがダメですよとか、こういったことはこういったやり方がありますよ、と言うのを講師の方からさらに指導したかったのですが、ちょっとその部分が不十分になってしまったので、その点につきましては、また研修の内容を変えるということで活かしていただくことで、整理しますと、今年は研修内容も今までの意識調査、その結果を活かしている、ということで取り組んでいます。もちろん先ほど[REDACTED]がおっしゃった、法律の内容につきましては、市役所とかチラシを配るようにしていますし、[REDACTED]の相談窓口が十分知らせてないのではないかということで、今年に入りまして、相談に行くと必ず近くのところにチラシを出していただくとか、先日も[REDACTED]から戻るときに役場の窓口で相談会の案内チラシを置かせていただくということで、相談、それから情報提供というのを徹底してするというところで取り組んでいます。

[REDACTED]

今まで、同和問題と言っても、機関や中身が曖昧なまま行ってきたんや。こういうやり方が今までのやり方や。今度は、やっぱり、国の法律が、部落問題の解消というのが出てきているのやから。それを前面に押してやっていかないと、今まで同和問題という捉え方でやると、いろいろな捉え方があるわけよ。部落問題

もあればいろいろな問題もあって、全て同和問題との考え方をする人もおるし、この際やっぱ、きちっと、何も遠慮することはないがな。部落差別解消ということを出して出してくれたらよい。何も遠慮することない。あなた何で遠慮するのかと私は思う。

今のどこに、部落差別、部落問題が特化されていたのか。今の説明ね。10月3日の映画会と研修会の事例やけど、部落問題に特化した研修をやったって、言われてるんやけれど、どこに特化されたのか。今、説明聞いても分からんへんわ。そんな説明の仕方やったら。特化した取り組みしましたと、こう言うてんやから、具体的に、どう特化したのか。

(山口 人権室長)

以前から、同和問題と言いますと、講義形式だったのですが、今回は各グループ分けして、それぞれの意識にある、同和とか人権とのテーマで思い浮かぶことを出してもらった。それをまず確認した上で、それに対するいろいろな指導、助言をしていただく。まず同和というものを前面に出して、それぞれの気持ちにあるというか、思い浮かぶことを出します。そういう意味で特化したということですよ。

この間の研修のことを言うておられると、まことに時間もないし、ファシリテーターがおられて、大きな紙にいろいろなことを書いてくれ、と言われたのですけれども、まとめが全然しないで、自分の思いを、パッパパッパ喋られるだけで、来られた人が、同対審で、この中で同対審答申で知っておられる方だけあります。県の中で、手を上げてもらいましょうか。(幾人か手を上げる。) そんなもん、そこにちょっとだけあるだけですやん。そのことから始めないで、あんな、ファシリテーターがパッパパッパ、の人でしたかね、言うても全然受けている人が、同対審答申が何かということも分からない人が、この法律のことを言っても、これはちょっと無理なので、県の方も同和对策審議会の答申から50年以上なるんですわ、あれが出てから。今まだ知らないという県の職員がおられるのは、私としては嘆かわしいと思います。あと、お願いします。

そんな研修はやらんでいいねん。特化した研修をやっていると言うなら、もう少ししっかり、今言われているように、中途半端ならあかんやんか。その中身

含めて、例えば同和という言葉は、違うでしょう、響きも違うし、同和と言うのは被差別部落を指しているのか、被差別部落でなんなんやって、言うようなことも含めてそれぞれ皆、思われる方が、千差万別で、全然意識がそこから始めるんやと言うんやったら、もうちょっとじっくり構えてやらへんかったら、特化した研修にならないじゃないですか。と私は思いますよ。これは教育の中でももちろん話をさしてもらいますけれども、要するに歴史、答申以降、戦後あるいは水平社以降、歴史なんですよ、今、今日まで。50年、経っているのやけど、それも一つの歴史として、事実はあるわけですよ。歩んできた道が。そのことが、皆理解していなはるの、ということもあるし、部落差別、部落問題と言ったって、どう話をしようとしているのか。江戸時代の話をするのか。中世の話をするのか。明治以降の話なのか。水平社の話なら大正時代の話なのか、昭和以降なのか。これ全然違うのですよ。はっきり言って。特化させると言うのであれば、きっちり系統的に学んでいかなかったら、分からないですよ、こんなもの。て、思いますよ。今年から特化していただいているのやから、その中身がそんな中途半端なやり方やってはったら、何でもよろしいので皆さんの意見を聞かせて下さい、って、それよろしいですよ。いろいろな意見、あるんやから。それをちゃんと整理していくことが大事やし、これはこうなんですよと、きちんとまとめていかへんかったら、誤った意識を持って帰らったら、差別助長するだけじゃないですか。違いますか。

(山口 人権室長)

ただいまの件につきましては、[REDACTED]のご指摘にもあるとおり、今回うちの方も今までのいろいろな研修を踏まえて、そういった形がいいのではないかとということで、今回の研修に取り入れました。ただそういった、正確に伝わらない部分があるということで、内容についても検討していきたい。だから、取りこぼしかないというか、中途半端に終わらないような構成にしていかなければいけないんでないかとの話を今しています。ただ、参考になるか分からないのですが、27年の時にアンケート結果、その同じものを研修が終わった後に全員にしたのですが、結果だけ見ますと、同和問題があっても自分の力で乗り越えるますとというのが、パーセント的には、1割程度の上昇率がみられます。単純に比較はできないと思うのですが、そういったアンケート結果なんかも踏まえて、研修の中でより正確な、と言いますか、理解に繋がるような内容に変えていきたいと思えます。

[REDACTED]
あのね、おたく自身が、福井県が、どういう人材を作ろうとするのか。部落差

別の解消のための人づくり、人間づくりをどんな人物像を持っているのですか。そういうことを、ちゃんとな、はっきりさせへんかったら、そんなええ加減な話にならへんですわ。自分たちの職員は、職員自身がこの部落差別問題についてどういう認識と理解と、そして行動をするような人を作っていこうと考えているのか。それがまず中央になかったら、上から目線で、やったってんや、ということでは、あかんでしょう。今までの問題は、そこのところの理解が進めていこうとする県自身の姿勢として、考え方としてね、ちゃんと持っているのかいなという、これ失礼やけど、そう思いますわ。僕らと同じ考え方とか、我々の思いを分かっているというふうに、僕は思いたいわけやけど、ちょっと違ったなどの気がするんやけれど。

(池田 健康福祉部長)

ちょっと、彼の伝えきれない部分もあると思います。ただ、一方でおっしゃるようにまだまだ不十分な点があるのも認めざるを得ないところでございます。我々、不十分な点も、人権室長申し上げておりますので、さらに質を高めて、いいところもあれば、他の県の事例も紹介していただきながら、また工夫を継続的にしていきたいと思います。

最後、確認なんですけれど、部落差別解消推進法は議員立法で、財政的位置づけもないと、そうなんですけれども、ここに国の具体的内容を検討している結果としてと、言っておわれるけれども、もし国が何もしなくても、福井県として市町とこの解消推進法の内容を実施していくんやと、そういう決意でおられるかどうかだけ確認したい。

(池田 健康福祉部長)

もちろん、その思いであります。

わかりました。結構です。

2 「人権教育・啓発推進法」関係について(地域福祉課、生涯学習・文化財課)

(司会

はい、また、後ほどまとめ等もありますので、2番目の人権教育啓発推進法についての質疑応答をお願いいたします。

話は関連するんやけども、この人権センターの…、啓発協議連絡協議会の活動内容を見ていますけどね、これちゃんと前より前進しているんけな、どうかわからんところがあるんやな。だから、例えば、まあ、あの一、各首長の人権メッセージカード、これもこれなりに意味はあるんかと思うけど、もうちょっとやっぱり、きちんとした中身が出てくるんかと期待しとったけども、なんとなくぼんやりとした実施しかできていないよな。これはやっぱり各市町の首長のな、部落問題の取り上げ方がよく出てきてるわけや。ん。時間がないんで、もう一つわしが聞きたいのは、2番目の県の人権センター、講師がおられるわけですけど、んー、講師さんらは部落問題に精通しとるんかいな。え。精通しとるの。要するに人材の中身や、これからやるとしたらね。それはどんなんや。課長。

(宮前 地域福祉課長)

相談員の方々は人権全般にも精通していますし、同和も含めて、精通されています。

部落問題に精通してるかどうかやで。

(宮前 地域福祉課長)

はい。

要するに話ができるかどうかやで。

(宮前 地域福祉課長)

はい。

講師の中に一般的な知識でなくて、福井県の中での部落差別、そういうものをしっかり理解してるかということか。

(宮前 地域福祉課長)

はい。もちろん理解されています。

何も[]の問題だけじゃないで。従来からずっと出てきたそういう差別問題
しっかり理解しとるんかどうか。そこを精通しなかったら、講義、あれやん、
話できんやんか。

(宮前 地域福祉課長)

そうだと対応できませんので、その方は精通されています。

だから、[]の問題もしっかり理解してるんか、どこに問題点があるんか、
それもしっかり理解しているなら、わしはまあいいとしか言わん。もう一点
ね、この、同和関係の相談2件あったというときはこれどうなったんや、どう
いう内容で、どう解決したの。

(宮前 地域福祉課長)

童謡のですね

([])

同和と書いてあって、部落問題みたいなのはかなわん。

(宮前 地域福祉課長)

部落の関連した童謡があるのではないかというような問合せでございまし
た。具体的に言いますと…

([])

それは本人のことではないんか。

(宮前 地域福祉課長)

童謡につきまして、これが部落差別と関係があることではないかという相談
ということでした。で、もう一つは、そのアンケートとかの回答の仕方、こ
れは事務的な問題でございました。

[]

まあ、あれやけど、わからんけど、まあ、それはええわ、省略するわ。うん、何とか確かめんと。じゃあ、どうぞ

このことについてはよろしいですか。[redacted]の方にいかしていただいて、それでは3番の[redacted]における差別に事件についての質疑応答お願いいたします。

あ、ちょっと待って。ちょっと待って。あ、すみません。あの、人権教育啓発、啓発の関係で学校での取組ですね、っていうことで、あの、社会科のいわゆる、あの、表題の部分で言うとな、身分制度の廃止ならびに解放令の公布、全国水平社の結成に至る経緯の学習って書いてありますやんか。で、これってもう以前から習ってない。あの、違うから。というのは何が言いたいのかいうたら、これでええのっていうことですよ。要するに部落差別の問題を例えば、歴史の教材の中で、学習を指していくのに、例えば、身分制度から、本当言ったら身分制度ができる前の中世の時代からいわゆる、この、学習していかなあかん。ね、部落問題、部落差別、要するに、その辺のこう具体的に取り組んではる、部分がね、どうもその江戸時代の身分制度、ちょっとあの後で、具体的なやつ見ますと、なんか徳川家光の鎖国となんかかって書いてありましたわ。そんなところでやんのかなというように思うんやけど、まあまあ、そこのとらえ方はいろいろあるんやと思うけどね、私が言いたいのは、そういう身分制度ができる以前の話、あるいは身分制度ができました、解放令というのが出ました。全国米騒動や全国水平社ができましたっていうことで、いわゆるその、戦後で言うたら、京都のオールロマンズ差別事件があって、いわゆる同和対策審議会というこういう流れで来るんですうけど、そんな学習はどうなってんやろ。要するに部落差別、部落問題を学ぶときに、例えば歴史の分野で言うたら、ね、どこまで教えんの。どこまで教えんの。例えば我々から言うたら、部落地名総監の話も出てくるし、今日的な話で言うたら、戸籍の不正取得の問題も出てくるし、それ、ざーっと、まあ、過去帳の問題から、統一応募用紙の問題からっていうふうにあの、歴史でいくのか、いわゆる、なんですか、今日的な課題というような問題でいくのか、まあ、どういうくくり方をするのかはあれなんやけども、その、中学例えば3年生、あるいは高校生でもいいですわ、その年代16、17歳の年代までに積み上げていく、その、子どもたちに教えていかなあかん、あるいはこの程度はやっぱりしとかなあかんよという部落問題、この辺明確にされてますか。あのカリキュラム見ても、サッとしか見ていないから、あれやけども、なんかそんな抜け落ちてるのがいっぱいある

ような気がするんですけども、いかがですかねっていうのは正直な質問なんですけども。

(淵本 企画幹 (義務教育))

はい、どうも、いつもありがとうございます。これ、計画を人権教育の計画で例年出させていただいております、今ご指摘の、人権教育、社会科だけではなくて、全教科、道徳とか学活とかありますが、社会科について申し上げますと社会科に関する年間の計画というものがございます。小学校の方からもう、歴史の方で勉強しておりますが、福井県は東京書籍という、教科書会社を使っております。まあ、私らが勉強したところで言いますと、江戸時代の身分差別あたりから始まりましたが、現在は今ご指摘のように、室町時代の銀閣あたり、書院造で庭造りをしたという、そういったところで福井県の子どもたちは、その竜安寺の石庭、それを作ったときに身分のうえで差別をされてきた人たちがいたんだけど、大変な活躍をしたと。ネガティブじゃなくて、ポジティブな肯定の部分を、両方ですね、身分の上で差別をされていたという悲しい事実もありますが、でもそのなかでも非常に活躍したんだという、そういう両面のほうで、教科書にも掲載されておまして、勉強を始めていきます。そして小学校の中で、江戸の身分差別から始まり、それから渋染一揆、岡山の渋染一揆のお話も出てきております。あと、福井県小浜の方で解体新書、杉田玄白先生がいらっしゃいますが、そのときの腑分けの中ですね、お医者様方にそういったことをお伝えするところで、そのような差別を受けてた人達であったけれども、大変な貢献をしたとか、というようなこともありますし、昭和の水平社等につきましても、方や山田少年の差別に関するような有名なところですけども、しっかりと、資料を作ってやっております。あと、小学校ではそういう歴史を踏まえまして、現実的に、あまり時間が取れていないんですが、現代のそういった問題として解決されていないんだというようなページがございます。それが中学校のほうの学習の方に入っていきますと、先ほど言いましたように、河原者から始まる室町時代のところの歴史をより詳しく入っていきます。ただ、中学校で違いますのは歴史の事実を踏まえまして、今、[REDACTED]ご指摘のように3年生の公民の時間で、より詳しく憲法の学習、平等権のところ、現実の問題として部落差別が起こっている。それは大きな問題なんだと。これも本気でそうなんです、人権教育の中の人権の問題の中でも一番の大きな柱なんだというスタンスで進めておりますし、具体的にはですね、結婚差別の子どもたちの作文があります。ちょっと例を紹介しますと、学校の先生をされていたお母さんがいて、教え子からその結婚について、自分のことを伝えるかどうかで悩んでいるんだという相談、そしてそのお母さんである先生がそれに対

して毅然とですね、支えながらアドバイスをしていって、こういうことで悩み苦しむ、そして結果的には許せないんだというようなスタンスになっているんですが、そういう子どもたちの作文とか、実はこれについてただ勉強するんじゃないくて、それについて自分はどう思うんだという当事者意識を持つような、そういうような社会科としてのとらえ方、これは言葉で言ってもあれなんです、やっぱり学校の校長先生あたりがそういったリーダーシップをとるということで、研修も第一にしていますし、社会科の主任等を集めて、今新採用も増えてきておりますので、そういったことができるような、そういうものをしっかりやらないかんと思っているところでございます。ちょっと長くなりました。

先生ね、要するに同和対策審議会答申でね、部落差別っていうのは、あのどういうもんやっていうことを明らかにされてるんやけども、そのところについては一切触れていない。ね、やれる本質が、部落問題の本質って何なんやっていうところをしっかりと飛ばしてしもうてね、ただ単に意識だけの話、て、終わらせてしまうと、私は問題解決になっていないって思いますね。だから、今おっしゃっておられるところで、学校教育の中でいわゆる市民的権利と自由の問題をきしっとね、押さえていかへんかったら、なんで、生活を、いわゆる市民的権利を獲得していくために就職の機会均等をね、保証していく取組みが必要やったのが、当然なんで教育の機会均等が必要やったのか、ね、いわゆる結婚の自由や居住移転の自由がなぜ保障されなかったのかってところをですね、キチッと具体的な中身を通して、具体的な令制で取組みをしてきたことをキチッと学ばへんかったらね、部落の人だけ得やんかと、ね、いわゆる逆差別の意識が、いわゆる子どもらに充満してしまったり、部落の人はかわいそうやなというような、そういう意識で捉えていきはったら、やはり、問題は解決しないと思うんですよ。で、そういうところをね、あの本当に、高校、中学生、高校生のところでや、きっちりと学習がされてんやろかと。もちろん何も社会科の授業だけでやれと言ってない。全体の人権教育のなかで、部落差別・部落問題にキチッと特化しながら、ね、特化しながらですね、今まで法律があったときはそういう取組みをしっかりとやったんですよ。それが15年間、ね、要するに事業法が切れることによって、その取組みが遅々として後退したわけや。どっちか言うたら。やはりそれをね、もう一回、やり直してもらおうということを踏まえてね、やっぱりその取組みの中身について、今までと同じ人権教育のね、中身だけでは私は、人材は育っていかないと思うんですよ。やっぱりそこにもうちよっと力を入れて、しっかりやるようなことをしないとね、子どもらに意

識を、高めていくことになっていかないと思うんですよ。ね、就職差別の問題なんて、部落地名総鑑の話でも、いわゆる、その中で一切出てきいひんですよ。もちろんそれは社会科以外に、ね、道徳か、あるいはその特活というか、そんなところで、触れはるかもしれんけども、その触れる中身についても、やっぱり部落の歴史やそういうことがわかっていなかったら、なんで地名総鑑がいわゆる、その商いに使われたんか、今、今日まだインターネットでですね、それを売ったりしよる、あるいはその地名が、部落の地名が全国で、ネット上で、ね、ばら撒かれているというこういう事件すら起こっているわけやから、あの、それに対抗できる、やはり取組みをしないとですね、単にあの職員の研修だけ、がんばってもらったらええというような、そんな次元の話にならんちゅうことを私言いたいんですよ。ね、ちょっと、そこをあの、もうちょい、中身を含めてね、今日はいろいろ教えていただきましたんで、足らんとところは足らんで、もうちょっと付け加えていただいたら、ええしね、しっかりやってもらうということが、大事かなって言うふう思うんですけどね。いかがですか。

先ほど説明をいただいたのは[]ですか。あの、学校の教科書に、載る、書かれているということは、まあ、全ては知らないんですけど、かなり触れてるんですよ。で、せっかく、こう、指導計画と実践事例の資料をいただいていますけれども、今先生がおっしゃったような学校の教科書にこういうところで触れられてると、いうところを具体的に実践したような資料をつけてもらったら分かりやすい。と、もう一つ、もう一つは、これ事後的なのかどうか分からないのですが、指導計画があって、そして、実践があると思うのですけれども、これ出てるのは指導計画の学校と、実践報告の学校違いますよね。だから、こういう計画を立てて、具体的にこういう事業をやったのかいうふうなのが、我々にとっては分かりやすい。それともう一つは、後のテーマにもなりますけれども、受験報告書を書いてもらってますよね。高校生ですけど。そうすると受験報告書を書く上での、いわゆる、なぜ、こういうその用紙を書くのかというようなことと、それが、就職差別の説明とリンクしてくると思うんですけども、具体的にこの受験報告書を書く際の、どういう授業をしたのかとか、どういう説明をしたのかというようなことも具体的に出してもらった方が、わかりやすいかなと思って聞きました。

あの一、一点だけ。うちの[]からも指摘あったんやけども、まあ、いわゆる、公民とかですね、いわゆる歴史の部分で学習をちまけてるって言うんや

けども、いざこれ、特に中高生の場合にね、近現代の時点でどのくらい時間が割けているのか、具体的にね、っていうのは、スケジュールから拾ってくるとまさに近現代あたりで、進路をめぐって、追いつかへん、授業が。起こってるわけや現実。で、今、そんなことないでって言われたらそこまでなんやけども、はっきり言うてもうはしよる。その時点で、知識を欲すれば、与えるけれども、いわゆる多少をもって考えると、か、学習するという時期じゃないということがよく指摘されるわけやんか。だから、そういう意味で言うと、例えば、歴史のカリキュラムの中で、まあ、前倒しまでいくんかは別にしてね、じっくりといわゆるその近現代の部分をしっかりと学習するというね、機会を直接、直接にね考えていかんかったら、なかなか。多分わかってると思うけども、はっきり言うて、近現代っていうやつ、さっさと進まんかったら次のことがあるのに、進路があるのに、っていう話で、流されていくという状況があるということ。

それからもう一つは、さっき聞いたカリキュラムの中で、福井県のような状況のカリキュラムを入れている。これ、ええなと僕思うてんですよ。これ、もう一個突っ込んだら、うちの[]の指摘からするとね、特に福井って言うのはですね、一向一揆があった地域でありましたよね、それもしっかり、いわゆる民衆の、いわゆる、こう、課題としてね、戦ってきたということのね、教材に入れているかどうか知らへんけども、ちょっとこう教材化すべきとちやうかと、それと、ね、やっぱり一番全体通して問題は、なぜ、今もなお差別があるのかというところに、どう到達させていくのかという、ね、思うんで、いろいろと工夫してやっていただきたいと思います。

3 []における差別事件について（地域福祉課、義務教育課、高校教育課）

（司会 []

じゃ今度は[]の問題。

[]（[]人権施策基本方針に関して）これは正直言っていきたい何が目的なんや。人権一般か。ってなってるのか。

（宮前 地域福祉課長）

[]全体として。

[REDACTED]
部落問題のこととかやな、入ってる。

(宮前 地域福祉課長)

それもまあ。

[REDACTED]
入ってる。ほんならね、そのことに対する取り組みというのができてこなきゃならんわな。それがどこにいったんかいな。ちょっとはつきり聞いてない。それを新しい法律ができたときに、見直すっということやったな。内容はどんなんや。それがいっさい分からんわな。

(宮前 地域福祉課長)

ホームページにアップされておまして、それで今年に了解を得てホームページにアップされてるという状況でございます。

[REDACTED]
そのことについては、[REDACTED]に状況を聞けばいいんだけど、話し合いをしたらいいんだけど、いっこうにその話し合いに、日程が決まらんわな。これは早く決めていかんと。

(宮前地域福祉課長)

そうですね。

[REDACTED]
話をしなかったら前進めんで。

(宮前 地域福祉課長)

年内に。したいと思います。

[REDACTED]
いったいこの取り組んだ目的は何かと考えてみーや。なあ、差別事件が起こって、その本人とか、地域の人たちが住みやすいような状況を作っていくということが目的やろ。いっこうに住みやすい、そういうことが少しでも地域の人たちに感じられていったんか。

(宮前 地域福祉課長)

それは年内にまた、会合を持ちまして。

■
そういうことが感じられていないと、同和地区の人、差別された当事者、な、少しでも、少しやってきたんやなと感じられるんならば、少しまあ成果あったんやと思うけどやな、今そういう感じが全然されてないで。それは。今やっと腰上げてきた状態やけども、やっぱり目的をしっかりと明らかにしてな、取り組んでくれんと、人権一般でごまかしていくような話にならん。

(宮前地域福祉課長)

年内の開催に向けて調整したいと思います。

■
まあ、努力してることは分かってるけども、具体的に日程出さんかったら、また12月になったら忙しいんや。どうかひとつ頼みます。

(宮前 地域福祉課長)

はい。

■
以上です。

3 公正採用問題について (労働政策課)

(司会 ■)

■はそんでよろしいか。はい。私はちょっと言いたいことがありますけど、飛ばしますわ。それでは、4番の公正採用についてお願いします。

■
ほんなら、何点かちょっと質問しますんで、お願いしたいと思います。1つは資料にあります、受験報告書の総枚数というのは、年度ごとに書かれていますけれども、これはあの、対象の生徒が全部出してるということでよろしいんでしょ

うか。1つ一点。教育委員会。

(清川 高校教育課長)

高校教育課清川です。

[REDACTED]

回収率。

(清川 高校教育課長)

はい、受験報告書につきましては、受験に行きました生徒すべてに書かせておりますので、全員というふうに考えております。

[REDACTED]

回収率100パーセントやね。

(清川 高校教育課長)

はい、そうです。

[REDACTED]

それと、先ほどの[REDACTED]さんの話の続きなんやけど、いわゆるその各高校の、進路担当の先生に対する、受験報告書の意義とか目的、これについての研修会というのは、県教委としてはやっておられる。

(清川 高校教育課長)

はい、やっております。

[REDACTED]

どういう形でやってるの。

(清川 高校教育課長)

進路指導の担当者、また別に、人権教育、同和問題を含めた研修会がありますんで、そちら2つでやっております。

[REDACTED]

2つでやってる。

(清川 高校教育課長)

進路指導担当者の研修会、それとは別に今度は、人権担当者、まあ同和問題の担当者を集めた研修会、でやっております。

■
そうやってやってる。それでは、こんど高校で、現場の中で、生徒に対する研修会というのは具体的にどうやってやられてる。

(清川 高校教育課長)

人権教育の方の研修会において、例えばその、参加者を、が生徒になったつもりですね。

■
いやそんな話聞いとるんやない。高校現場で、高校現場でどのようにやられてるかって聞いているんや。

(清川 高校教育課長)

その研修会で、こういうふうな指導例があると、いうことで、それを示しながら、高校現場では、ホームルームで、なぜ本籍を聞いてはいけないのかとか、そういうふうなことを考えさせる授業をしております。

■
で、それはチェックしてるんやね。全部、全部わかってるんやね。

(清川 高校教育課長)

はい、しております。

■
例えばこの、あんたんところが資料出してる、■では、それはどこに位置付けられてるん。それは、どこに書いてるん。

(清川 高校教育課長)

■においては、えーとですね。

■
まあ、要はないでしょ。

(清川 高校教育課長)

実践例では、残ってるんですけど。

やってる状況と、ここにはないわけよ。そのね、先ほど言われてるホームルームの中でやっているであろうという明確な、進路保証をしてくという明確な目的と意思を持った、このカリキュラムの中に入っていないということよ。で、そういうことであればここに書かれるわけでしょ。

(清川 高校教育課長)

漏れておりまして、

いや、漏れてるじゃないんやって。漏れてるんじゃないくて、これが意識や、きちんと、きちんとね、きちっと、あんたんとこの教育委員会が、この進路保証の問題が、先程からあったように、ね、統一応募用紙の制定、部落地名総鑑の問題も含めて、そのことを背景にこの取り組みが進められてきてる。で、今日においても依然として就職差別は、続発してる。でこういう現実を踏まえて、この進路指導の取り組みをやらなあかんということであれば、きちっとこの中の、それぞれの各高校の学習教科、あの、科目の中に書かれんてでしょ。書かれてないということは、結果的にはやっぱ、やられてないということよ。ということは、そうなってくると、あなたたちが、県教委が高校の先生を集めて、指導、ね、進路指導の先生を集めてやってるというけれども、残念ながらそれは響いていない、届いていないということになってしまうわけですわ。だから、きちっとそのことが、先生たちの問題意識と、それから生徒たちもそのことの必要性、重要性というのをきちっとやってこないと、確かに枚数は100パーセント回収かもわからんけれども、その中身です。で、[REDACTED]では現実あるわけですよ。言っちゃけれども面倒くさいから書かないとかね、ある高校によってはきちり書かれる、書かれてるとこ。これはそれぞれの学校の取り組みによって、この受験報告書というのが生きてくるわけです。で、そういう意味では1つは、こういう取り組みをやっていたらいいことは、私たちも評価します。いわゆる、就職差別をあぶりだす仕組みができたわけですから。で、ここにもう少し魂を入れてもらう。で、具体的にそれぞれの学校の中で、例えばホームルームでも構いませんよ。で、その中にははっきりと、進路部署、就職差別撤廃に向けた中身をやるということをひとつお願いしたいと思います。で、それから企業の方です、福井県の方は、これ企業

啓発っていうのは、どういうふうにやられるんですか。要はこれはもう、企業は、ハローワークにお任せして、福井県としては、やりま、まあまあ、ハローワークがやってるのを、まあ、ちょっと、見ますと、ということなのか、ハローワークはハローワークでやるけれども、福井県行政としては企業啓発を主体的にやってくという、そのスタンスになってるのか、どちらですか。

(宮越労働政策課長)

はい、労働政策課の宮越と申します。県も主体となって、実施して参りたい、参っておりますし、今後進めたいと思っております。例えば不適切事例の。

あ、そしたらね、聞いてください。そしたら、少なくとも、えー、千何、何社ですか。推進委員が設置されてる、と、企業の名前とか全部県としては把握されてるんですね。

(宮越 労働政策課長)

推進委員が設置されてる企業ですね。

推進委員が設置されてる。全部把握してる。

(宮越 労働政策課長)

はい。

で、その推進委員が設置をされている企業で、過去3年間、2016年から遡って3年間に、1回でもええで研修を受けた企業というのはどれくらいあります。そんな統計出してます。

(宮越 労働政策課長)

それは、統計は出しておりません。研修を受けた企業は把握してますけども。

えっ。

(宮越 労働政策課長)

研修を受けた企業というのは数を把握してますが。

じゃ、引き算したらええがな。引き算したら。

(宮越 労働政策課長)

はい。

どれくらい、だから、千何、何社あって、過去3年間に1回でも研修を受けた企業が、どれだけいるのか。で、これ実は労働省が把握してるんですよ。把握してるんですよ。で、福井の場合は40パーセントくらいです。つまり、半数以上が過去3年間に1回も研修受けてへんと。推進委員は設置してるけれども、1回も、参加してへんという、こういう現実があるわけですよ。最高で70パーセントくらいです。で、そうすると少なくとも、ね、推進委員は設置したけれども、その推進委員が、役目を果たそうと思ったら、少なくとも研修やらなあかんわけでしょ。で、少なくとも、県が、ハローワークと労働局とは別に、県、福井県行政として、企業啓発を推進していくということであれば、あれば、少なくともそういう状況、課題、今日の企業啓発における課題は何かということ把握してもろてるんやけど、これはやっぱ、おかしくなると思うんですよ。ですからそういう意味では、是非1回そういう把握もですね、してください。

(宮越 労働政策課長)

はい。今手元に過去3年間はないんですが、29年度、今年度入ってからは、セミナーに参加した企業は214社というふうに把握しております。

ほんで、だから。

(宮越 労働政策課長)

はい。

あとは、引き算したらどうなります。

(宮越 労働政策課長)

引き算したら、千、

実で言うたら、300引いたらどれくらい、なります。80パーセントくらいになるんか、90パーセントくらいになるんか、どれくらいですか。

(宮越 労働政策課長)

20……

20パーセントくらいでしょ。

(宮越 労働政策課長)

はい。

極めて低いわけでしょ。推進委員は設置してるけれども、まさにこの、こういう実態が名ばかり推進委員と言われてもしょうがないでしょ。

(宮越 労働政策課長)

はい。

で、じゃ具体的な取り組みとして、県としてこの参加率をどう上げてくのか、ちゅうことを含めて、その具体的な計画を示してほしいんですよ。あるいはそのための、とにかく企業啓発のための、とにかく県の指導として、テキストとか作ってあるんですか。

(宮越 労働政策課長)

はい。

教材は。

(宮越 労働政策課長)

はい、リーフレットを5000部、それから23ページのガイドブックを30

00部作っております。

そんな、またあとで、もし作ってるんやったらください。で、その中に例えば、毎年それ作っておられるんやったら、きっちりやっぱ、部落差別解消推進法のことについても入れてほしいんですわ。今年のやつ入ってます。

(宮越 労働政策課長)

やはり公正採用中心になっておりまして、同和問題については……。

関係ないんですか、部落問題は。公正採用と部落問題は関係ないん。

(宮越 労働政策課長)

関係ないんじゃないくて、まあ、公正採用というと人権問題で、女性、障害者すべて入ってきますので、公正採用そのものの説明のパンフレットになっております。

(_____
いや、それはな、もう1回先ほどのうちの______も言われてたけれども、もう1回やっぱ歴史をね、しっかり学んでほしいんですよ。例えば、国が、今、公正採用選考、ね、人権啓発推進委員というのを作ってますけども、これもともとの名称はなんやったんやっていうたら、同和問題研修推進員でしょ。で、それなんでできたんやっていうたら、部落地名総艦事件が発覚して、多くの企業が購入してたっちゃう、そういう取り組みの中で、当時の______を中心としながら、労働省が100人以上の企業、もしくは、差別事件を起こした企業については、企業、企業内同和問題研修推進委員を制度、作ったの。まさに部落問題が、この制度のスタートラインや。だとするならば、少なくともその中に、部落問題がきっちり入ってなかったらおかしいでしょ。その歴史的経過踏まえて。と同時に、それは今年作ったんでしょ。

(宮越 労働政策課長)

はい、毎年作って。

今年作ったんでしょ。そしたら部落差別解消推進法はいつできたの。

(宮越 労働政策課長)

申し訳ありません。ちょっと、

([REDACTED])

部長、どうやねん。知らん言うとりで。部落差別解消推進法がいつできたか知らん言うとりで。いつできたって。

(宮越 労働政策課長)

昨年12月。

([REDACTED])

昨年12月でしょ。で、少なくとも今年度やるんやったら、印刷今年度やってるんでしょ。入れようと思ったらできるでしょ。別に新たな予算作る必要じゃないわけでしょ。毎年それ作ってるんやったら、その中に、部落差別解消推進法ができたということを何で入れないんですか。まさにこのことが部落差別解消推進法が、広く周知させていく、あらゆるところで具体的に周知させていく、ちゅうことにつながるわけでしょ。もう少なくともそんなんは、別にお金いらんわけでしょ、予算組んでるわけですから、そこに1ページ差し込むだけや。ていうことになってくると、部長ね、先ほどあったけれども、本当に県の職員に研修やってます、確かにやってるかもわからんけれども、研修をやってるそのことが具体的な業務の中に生きてこなかったら、これ、意味ないんですわ。それぞれのセクションの中で部落差別を解決していく、そのために部落差別解消推進法をどう生かしていくのか、ちゅうことになるわけですから、と、今の部分で言うたら、そのことすら知らない。だからその中にも入れようもしない、企業啓発の中に入れようもしないちゅうことになってくるわけですわ。ですから是非それについてはですね、まあ今年はまだ作ってしまったんで何ともしないけれども、企業啓発の時に、必ず、別刷りでも構いません。1枚もん作ってもらって、それを一緒に入れて、そしてその部落差別解消推進法の意義をしっかりとやっぱり企業にもやってもらいながら、千何百社いるわけでしょ。

(宮越 労働政策課長)

はい。

([REDACTED])

その千何百社のうちの200社くらいしか来てへんわけやから、このできる

限りですね、まあ、一気に100パーセントとは言いませんけれども、少なくとも50パーセントは超えるような形で、県が取り組むच्छゅうかね、えーこれ、どういう形で取り組むか分かりませんが、当然県と市町村が連携しながら、ハローワークとも連携しながら、取り組んでいくच्छゅうことをしないと、やっぱあかんのやと、進まないと思うんですよ。で、まさに企業が変われば、今社会は変わるわけですから、極めて企業の果たすべき役割というのは非常に大きなものを持っていると思うんですよ。ですからそういう意味では企業啓発にですね、やっぱもう少しちょっと力を入れて、やってもらいたいなというのを思います。で、是非そういう工夫をしてもらって、この部落差別解消推進法をですね、周知徹底させてく、企業の皆さん方にも周知徹底させてく、そういう取り組みをぜひお願いしたいなと思います。

で、それからもう1つは、これはもう国が、把握してる件数と、県の把握してはる、就職差別につながる件数が、これちょっと違うんやけど、そこらへんは、ハローワークと調整はしてあるって、協議して、例えば、ハローワーク、労働局でいくとですね、えー、ちょっと待ってくださいね、件数がちょっと違うんでね、だからハローワークの方と、それから県が把握してる分と、これ突合せをしてね、どこが、なんでこれ違っていいのか、どこがどうなってるのかच्छゅうことをね、えー、つまりその、県が把握してるけども、ハローワークの方で漏れてしまっている、あるいは、ハローワークの方で把握している分が、こっちの県の方にいてないってこともありますんでね、で、これについてはハローワークとですね、是非いっぺん調整してもらいたいな、というふうに思うんですけども。そういう連携はできてるんですか、労働局と。

(宮越 労働政策課長)

数字の突合せだけでなく、今後中身についてもきちっと、漏れのないように、調整をしていきたいと思います。

()
えー、福井県でいくとどんだけになってるのかな。えーっと、福井県でいくとですね、154件あるच्छゅうことになってるんやね。157か。違反事件のね。これ、2千、これ2015年のやつやけど。

(宮越 労働政策課長)

2015年

()

うん。これはおうとるんかな。ちょっと、ちょっと年度が違うんで、まああの一、その労働局が調べてるのと、こちらで調べてるのはですね、必ずしも一致してないところがあるんで、まあ、これはあの一。

(宮越 労働政策課長)

数字の違いとしましては、今これ考えられる数字なんですけども、例えば39の事業所から、報告、39事業所から報告上がってますけど、そのうち2件は、県外の事業所なんですね。それと逆のパターンがあると思うんですよ。石川県の高校生が福井県内の企業を受けて報告したとか、そういった数字の漏れが、生じてるのではないんですか。

(
逆なんや。

(宮越 労働政策課長)

逆。

厚労省のデータの方が多い。去年、2015年で言うと、厚労省のデータは110件

(宮越 労働政策課長)

110件。

県から聞いたのは55社。去年はね。県一覧表によると55社ですね。ところが、厚労省のデータは110件、いや100件になってるのでね、反対なんや。あの一、増えてるの。厚労省が。だからどっかでデータが食い違ってるかな。

(宮越 労働政策課長)

それにつきましては早急にちょっと。

それともう一つは、そう指導した企業は、企業っていうのは把握されてるんですよ。で、その企業に対しては県が主催する研修会は、来てもらうように案内は出してるんやろね。

で、これが、例えばそこで、採用選考する人が、替わったとか、企業の人で、替わったからこういう事例が出たというケースとか、これはもうずっと講習も何も受けてないで、ずっと継続して出てる業者、で、たまたま、これまでよかったけど、たまたま家族構成聞いてしまった業者とか、突発的に出とるようなケースとかいうふうに、ちょっと調べてほしいので、で、そうすると、あともう一つが新しく起業するという。

(宮越 労働政策課長)

起こすってことですね。

()
はい。会社を起こされて、それが出るので、こういう研修機会が今までなかったから、それで聞いてしまうという事例。で、これを4つくらいに分析してもらったら、そのあと対策講ずることになりますよね。会社を作られた時には、そういう研修を受けてもらうようなこととか、そういうとこの注意を促すとか、できるのでそういう具体的な展開策を、すべて1の問題、1つめの推進法をどう続けるかということにつながるんですけども、まあ、そういう基本的な考え方というのは県の方で取りまとめてくれたり、対策を、どうしてくんやという検討をしてもらえるようななるとすごく進んだということになるんで、そういうところに気を付けていただけたらと思います。はい。

(宮越 労働政策課長)

はい。ありがとうございます。

(司会 ())

はい。それでは次の。

()
時間がないので一点だけ。

(司会 ())

はい。

()
すいません。去年も聞きましたが、30、今年は44人の違反事業所を受けた生徒がいるわけですけども、この生徒が採用されたとか不採用にされたとかと

(宮越 労働政策課長)

はい、出しております。

()
で、その参加率どうです。

(宮越 労働政策課長)

直近の研修会の分しか分からないんですけども、半分ぐらいです。

()
指導を受けたのね。

(宮越 労働政策課長)

直近のっていうのは、直近の1回なので、今後やるやつとかもちろん、続けて、参加を促していきたい。

()
是非お願いしたいのは、まあ少なくとも、推進員をもつてるとこは絶対参加してもらうことが、まあ、大目標ですけども、しかし少なくとも、問題を起こした企業についてね、特別にやっぱ具体的に、やっぱ参加を促して、やっぱりその参加してもらうようにしなかったらね、問題を起こした企業が参加率半分じゃね、これはもうなめられとんのと一緒ですよ。企業指導になりませんので。是非ともですね、やっぱそこ労働局と連携してもらいながら、その違反企業に関してはしっかり把握してもらって、そして県の主催する研修には必ず参加する、あるいはその、推進員を置いてないという企業があったら、推進法を活かすというね、そういう具体的な取り組みを県としてね、福井県としてやってほしいんですよ。で、まさにこのことが、私は部落差別解消推進法を具体化してく、福井県として具体化してくことにつながるわけでしょ。是非ともそういうことをお願いして、私の質問を終わりとしたいと思います。

(宮越 労働政策課長)

ありがとうございます。

()
すいません、ちょっと、追加ですけども、今のそこでの39事業所ですよ、

いう、その一、なってるのか、不利なことを聞かれて、いったいどうなってるのかということを知周してほしんですね。それで、今、すぐ出てくるようであれば教えてほしいし、そうでなければ来年とかも同じようなことを聞くとするので、回答書に含めてもらえないでしょうか。そうすると質問しなくてもいいんです。よろしくお願いします。

(宮越 労働政策課長)

すいません。労働政策課です。違反数44のうち、不採用は7件ございました。ただその不採用の理由というのは、明確なところは把握しておりません。

不採用が7人。

(宮越 労働政策課長)

はい。7件です。7人。来年からは回答の中に入れさせていただきます。

5 身元調査問題について (市町振興課)

(司会)

はい、ありがとうございます。それでは身元調査問題についてお願いします。

身元調査についてですね。少しは進んだ状況にはあると思うんですが、あとまあ、これはやっぱり内容はいろいろありますけども、全県、全県的に進めていかなければ意味がないんで、これはやはり県がもっと強力的に指導してほしいと。これは法律が何もないからということもあるけれども、市町の裁量によるというのならなおさらやりやすいわけですよ。それをひとつ踏まえて、全市町村に制度の徹底をしてもらうように是非、協力指導していただきたいと思います。

(小林 市町振興課長)

はい。市長振興課の小林です。おっしゃるとおり全市町ということで、先ほど報告をさせていただきました。7月にありました勉強会では、 の人権室から講師に来ていただきまして、 では全市町が導入されていること、それから、実際に事務要領とかも、 のものを使っただいて、こういう場合

にこうするんだと、というような具体的な説明といたしますか、そういったことを実施させていただきました。非常にわかりやすい、勉強会になったかなというふうに自讃してるところではございます。今未導入の市町につきましても、まあ、こういったことをやればいいんだなということを、理解してもらったと思いますので、まあ今7月から3か月经ったわけですがけれども、今後また、状況を調べながら、こういったことをやっていくようにということで、私の方からも働きかけをしていきたいと思います。もちろんこれまでに、文書とかも出さしてもらってますし、それから7月の勉強会で、みんなで集まっていたいた、集まってもらった時には、私から直接、是非こういった制度を作ってほしいと、[]に続いてほしいということでお話をさせていただきました。

[]
差別事件と言え、なにも[]だけでないや[]に多いんですよ。[]に。ね、だからどこでどういうふうに身元調査をやられてるかは分かんわ。うん、だから、これ全県的に徹底してまた作ってもらうとかいうことをまあ、お願いしたいと思いますね。

[]
よろしいか。私、[]なんでね、まあ[]から来られて、お話を聞かせたということなんですが、[]の今出されているのは、被害者告知制度の話やね。で、これはですね、まあ、事象が起こって、[]も被害者告知制度というのを作りました。で、まあ、いちばんその早い段階で、いわゆる作ってくれたのは[]の方だったんですけども、それもいろいろ待った期間もあったんでね、まあ、修正をしていったんですけども、もちろんその一、いわゆる、[]
[]とか、あるいは[]のいわゆる、不正取得の関係とかね、これずーっと連動して、出てきました。で、そんな中で、要は取られた人間が何も知らないで取られてると、こういうことだから問題があるっちゅうことで、被害者告知制度というのをまず最初に[]の方でもやっていただいて、いわゆるその人に、取られた人に、通知をしていただく。そして実際に開示請求も含めてやっていただいて、誰が取ったんか、まあゆうことを、聞きながら心当たりはあるかと、何かその中で、いわゆる結婚であったりとか就職であったりとか、そういう心当たりはないかと、まあこういうようなこともずっとこうやっていったんですよ。で、そんな中で、やはりグレーゾーンやないですけども、ある町で実際に取られた人が、なんで俺の戸籍取られたんや言うて市の方へ来られて、そして、実はという話の中で、自分とこのいわゆる身内が結婚してると、で、その相手の人が、どうなのかということが分かったというような事例がありました。で、もう結婚をさ

れておったから、されてましたから、そのことをどうこうするってところまでは
いらなかったけれども、やはりそういう結婚における、事例にですね、やはり
それを調査するというような身元調査が、やはりしっかりやられたというよう
なことも判明してきてる事例があつたんですよ。で、そうでないケースも含めて、
まだたくさんですね、要するにグレーゾーンも含めた問題はやっぱり出てきて
るんですね。まあそんな中で、まあ[]の場合は被害者告知制度だけでなく、
事前型の本人通知制度、これもやはり、26市町村で全体で取り組んでいこうと、
まあいうことで、これ、[]の場合は、いわゆる[]が音頭を取って、その
勉強会を何回か積み重ねながらそして取り組んでいただくと。というような形で
まあ26市町村全部で、事前型の本人通知制度もやられております。まあそうい
う意味では、ちょっと遅れてはいるもののね、福井県でもやっぱり同じようにや
っていただきながら、県の指導性も発揮していただいて、市町に対してやはりそ
ういうものは必要やと、いうことの説得も含めて、まあ戸籍の審査会ですか、あ
りますわな、でそういうところでも検討をしていただいて、やっていただくと、
まあ、こういうことが必要やと思うんですよ。で、ちなみに[]の場合は、あの
一、市町によって温度差がある。例えば1回、従来型の本人通知設置制度を申告
をしたら、もう3年なったらもう1回やりなおさなあかんと、それはもうずっと
やれるよとか、そういう制度上の温度差も出てきましてそれも統一するように、
現在取り組みを継続してる最中なんです。だからそういう意味で言うと、やは
りあのそういう事象が出てきてるわけやから、事前にそれを防止していくとい
う意味からも、事前型の本人通知制度というのをも併せてね、作っていかれるとい
うのが望ましいとは思いますが、そのあたりはいかがですか。

(小林 市町振興課長)

確かに事前通知型の方がいいということは私たちも認識をしているんですが、
まだ、なにぶんにも、[]だけが取り組んでいるということですので、まずは
第1歩からと、というようなところで始めているというのが実情です。

([])
ようやらんで。

(小林 市町振興課長)

はい。

([])

そなん、こっちが、こっちが言ったとか、こっちが悪いとか、そんな話やな

くて、そうなることもやっぱり両方ね、取り組んでいかへんかったら、今の時代に追いつかへんのですよ。差別されとんののに、そのへんを放置してるといような、見逃してるといような、そんなあの、行政したらあかん。やっぱりそれに対しては、許さんというそういう姿勢でね、臨んでいただきたい。

()

ほんでね、基本的な考え方の問題なんですって。いわゆる不正取得されて、差別の事例が発生した、これは差別っていうことになるわけよ、この制度やったら。じゃなくて、本人があずかり知らんのに、自分のところから個人情報他人が勝手に取る時点で、これ人権侵害。その時点で。だからそういう意味で我々は、いわゆるこう、事前登録型ということ言うてるわけ。事件が起こったから人権侵害や、事件が起こったから差別やということではないんだと。いうことをしっかり理解、理解をしてほしい。そうでしょ。みなさんの個人情報はみなさんのものですやん。聞かれて答えるべきものを知らん間に自分の個人情報が取られたり、勝手に調べられてること自身が、これはもう人権侵害やという意識を持たなあかんのですよ。そういう視点で、どういう制度が一番正しいんかってことをしっかり議論してほしい、思います。

(小林 市町振興課長)

おっしゃる通りだと思います。で、研修会の中でも、またそういったその、もちろん制度を作るもの、こと自体も大切ですけども、身元調査自体が行われているということ自体が、そこの啓発も大事ではないかというような話も、中で、内部で話をしてくるところです。繰り返すこういった研修会通じて、1歩ずつではありますが、進めさせていただきたいと思っております。

()

もっと戸籍制度と部落問題というのは非常に、ね、なんつうの、そのものやから、ね。それにそんな、分かったようやら分からんようなことやったらあかん。もうちょっとしっかりやらな。そこは。

(司会)

インターネットでは壬申戸籍のなんか、在庫もでておりますので、そのへんのこと、壬申戸籍というのは、法務局にしっかりと保管されてるといふように私どもは聞いておるのですが、まあ、どうしてそんなもんが出るんかなというふうにも思っております。

6 人権意識調査の結果について（地域福祉課）

（司会 [REDACTED]

それでは、次、人権意識調査のことについて、お願いします。

（[REDACTED]

人権意識調査が、中身が極めて、まあ不十分なので、えっと、不十分だと思います。あのねー、4番の回答のー、4行目、5行目か、日本人の人権が尊重されている社会であると感じている人が約7割にとどまっており、こういうもんはね、「人権が尊重されている社会であると感じている」そういう曖昧な質問、どこを指して言うのかやなー、すごい肝心なもんがな、こんなことでなしに、もっときちっと調べてくれの。確かな問題でやな。それから、ざっと見てねー、確かに部落問題についてはその、相手方の部落問題についての意識を、まあ、調べているとわかるけどね、それは、その他の項目見ていくと、なんか、こう、知識をね、要するにこういうこと知っているかどうかというような知識を、調べるようなね、調査が多いわ。これでは、意識調査にならないとわしは思う。だから、例えばやで、例えばや、問1か、あなたは「今の日本は、基本的人権が尊重されている社会である」と思えますかとかいうふうに聞いてるな。だからこういうふうなものはね、あのー、知っていればどうかという知識問題やよ、なー。それで無しにもっと、例えばやで、自分の家族を、子どもたち、子どもらやで、じゃあお前ら相手さんが、[REDACTED]

[REDACTED]、そういう意識をやっぱ調べていかないと意識調査にならないと思う。ね、けど、なんか全体見ると部落問題での問はなんか知識をね、調べてる、な感じ。老人問題についてどう思いますかとかね。そういう内容になってるんで、本当の県民のやね、そういう差別される相談の、対して自分は思うかというこう調査が見えてこない。その辺が非常にきちっと本当の意識調査にならないんじゃないかと思う。

（宮前 地域福祉課長）

地域福祉課宮前でございます。今回、昨年ご指摘されて、今回見直した番号で言いますと、11の1とか11の2は知識を問う問題でも、そういう[REDACTED]がおっしゃった意識を問うような問題が出てますんで、こういうものをですね、だんだんより増やしていきたいと見直していきたいと考えてます。単に知識を

知っているか、知らないかというこんなではなくて、おっしゃったようなことをまた、見直していきたいと思います。

■

なんか、同和問題についての設問はね、自分はどう思いますかとか、あなたはどうですかという聞き方をしてるわけだね。そう、その関わりで、じゃあ全ての課題について、そういう聞き方をなんでできないのかということはあるんで、そのことを聞かんかったらさっきから言ってるように意識が見えてこない。どんだけよう知ってんねんいう話で終わってしまうんでね。どう思うのかというふうなことが大事。んで、それと唯一僕らは意識を調査してるって思うんでね、同和問題、聞いているなと思うんやけども、そういう人ってちょっとびっくりしたんやけどね、いわゆるこう、あなたのお子さんが、子どもが同和地区の人と結婚したいと思ったらあなたどうしますかという設問に対して、ちょっと、公務員っていう話がいっぱい出てくるんやってな。いわゆる公務員の意識が極めて低いっていう結論に達していくわけやな。んで、既婚者の場合そう聞いている。んで、独身の人には、もしあなたが同和地区、同和地区の知っている人とわかったら結婚しますかという問いかけをしているわけや。そのときになんか、えらい数の私はしないと答えた人がえらい数になっているよね。んで、これ多分、あの、ケースがものすごく少なくてこんな比率上がったんやと思うけど、それにしても、自分の子どもに対する設問の答えている状況と、そのこととこう、かぶせて考えてみた時にね、これ、公務員ってどうよっていう感じがするわけよ。もういわゆるこうびっくりする数字なんやってね。で、今日の冒頭からのいわゆるうちの要求の一番目の問いかけの中でも、県の方の回答がね、公務員の教育啓発をしっかりとこうやらなあかんし、大事や。んで、結構時間を割いてやっているし、今回また法律ができたっていうことを意識して、こう増やしていくんや、言うんやけども、やっぱりこう現実にこういう、意識調査の中で出てきたデータをね、あの単にびっくりするだけじゃなくて、これこそが公務員の教育啓発、研修の中に返していかなあかんと思うわけよ。それのところについて、例えば意識調査をやった結果が、この、ということを踏まえた研修とか、啓発のあり方っていうのは考えているのか、いっぺん教えてほしい。

(宮前 地域福祉課長)

今のあの、厳しい数字が出ていますけども、まあ、11の1では、17.6%、11の2では27.1%、この数字だと思うんですけど、前の方がですね、34人分の6人という数字が出ていまして、11の2では全体で7人

のうちの4人という数字で、母数の問題はあるんですけども、厳しい数字であることは間違いありませんので、ひとつこの結果を受けまして、昨年なり、今年の公務員の職員研修を拡充したわけでありまして、逐一、教育していきたいと思います。

そのさっきからうち、一貫してずっと言っていることはね、例えば、いわゆる部落問題とか人権についての意識とか、いわゆるこう知識とか、そういうのをこうしっかりやるんですけども、じゃあそれは具体的な行動とか、実践に結びついていくかどうかという部分が話でもあるわけ。多分、一般の公務員以外の人でもね、はるかに公務員の方が研修機会多いわけよ。研修機会が多いにも関わらず、こんな数字出てくるってこと自身がね、研修の中身そのものが実践という形になって表れてこない。先ほども言うたけども、例えば、就職差別の課題一個とらえてもね、法律できるとそれが具体的な実践の場面に活かされないというところも問題でもある、共通する問題でもあるわけ。で、これをどうするんかということが、全体を通した一番大きなテーマやと思っているわけだ。これは公務員の啓発だけじゃなくて、全ての県民の啓発についても共通することである。だから、数撃ってどうすればいくっていう手もあるわけやけども、こんなん、前よりもぎょうさん数やっているし、それから、あの、階層別のね、研修もするしっておられるんですけども、やるけどもこれが実践になれへんというね、そのところをやっぱりしっかり踏まえてほしい。

(宮前 地域福祉課長)

研修のやり方もですね、見直していきたいなと思ひまして、単に講義を受ける、研修を受けるだけではなくて、その講義を受けた後で、グループで話し合ってもらおうとか、あるいはこのアンケートをその参加者の人に、もう1回、初めてですけど、させると。そして、それがアウトプットっていうとおかしいですけど、そういう自分で考える、自分自身の身として考えるっていう場を作って、せっかく研修に来られた方に対して、そういう機会を与えてですね、自分のこととして考えさす、考えていただきたいという方向で、昨年から見直しをしておりますので、講師の先生とも打合せをしていかなあかんのですけども、なるべく多くの場でそういう設定をして、その積み重ね、効果測定ですか、状況なりなんたりというのもまた、確認していきたいと思ひます。あの、回数だけじゃなくて、中身も…

その意識と関わるんやけどね、あと一番問題はね、自分は差別的な他人に対して傷つけたり、人権侵害やったり、差別行為をしておっても、それが差別行為をしているという認識がまずあるんかどうかという問題があるわけですよ。それからそれに対する罪悪感があるんかどうか、特に今あの、インターネットのですね差別事件というのは非常に大きな問題となっていますけども、まさに情報ってほとんど差別情報としか入っていないし、自分がやる行為も差別行為なんやっていう自覚も認識も全くない。ということはや、まさにこれ啓発全体に係るんやけども、知識としてはいっぱいあるけども、そのことの具体的な課題とか行動とか、実践になれへんというところをしっかりと考えながら、分析しながらね、取り組みをしてほしいと。まあ、そういう希望です。

(宮前 地域福祉課長)

わかりました。また、[REDACTED]の意見も伺いまして、やり方を工夫していきたいと思います。

(司会 [REDACTED])

はい、ありがとうございました。

7 [REDACTED]について (土木部)

8 [REDACTED]について (土木部)

(司会 [REDACTED])

時間も迫ってきておりますので、7番、8番につきましては、県連の[REDACTED]の方から、嶺南振興局の方に出向くなり、また、[REDACTED]の方へ来ていただいて、話し合いをさしてほしいということです。省略をさせていただきます、突然ですが、まとめを中央本部の方からお願いいたします。

終わりのあいさつ

[REDACTED]
長時間にわたりまして大変ありがとうございました。本日の議題については、部落差別解消推進法の意義と具体化ということで、中心となってやらせていただきました。やはり事業法が失効してから15年が経過して、特にインターネット上などの中です、部落差別事件というのは拡大・増幅している傾

向にあると、それが拡散して、[]の偏見につながっているのではないかということが、まず大きな課題だと言えます。ただし、解消推進法が昨年12月に成立をして、この部落差別のない社会をですね、国ならびに地方公共団体がですね、目指していくんだという、こういう決意のもとで、法律ができたわけですから、私部長さんと確認させていただいた通り、国がやろうがやらまいが、どんな方向であろうがね、ご意見はご意見として、この解消推進法の内容・意義に基づいてですね、その取り組みを実施していただくということが第一義的かなとふうに思っております。私は思いますけども、まずはこの法律が、ですね、できたことをですね、県内の市民の方に幅広く教え、知らしていくという啓発・普及が大事ではないかなというふうに思ってます。今日資料でチラシを作っていただいておりますけども、あるところではポスターを作ったりですね、ある県ではCM、この解消推進法ができたというCMを流したり、県議会では県の中で部落差別解消推進法に基づいた条例をですね、検討していくんだとか、といういろんな動きが各都道府県でございます。私あの、冒頭も申し上げた通り、財政的、予算裏付けがないということと地方分権一括法の関係でですね、国はまあ責務を負うわけですけども、地方公共団体については努力義務ということになっております。そういう意味では47都道府県は47通りのですね、この部落差別解消推進法に基づいた取り組みを、ですね、していってですね、やっぱりなくしていくということと、ぜひお願いしたいのは市町と一緒にですね国の方へ要望をしてほしいんですね。こういう部落差別の実態があって、こういうこと困ってるから国としてもぜひ予算をつけてですね、各都道府県、市町でですね、できるような取り組みをしてほしいと、その声が上がらない限り、国の方はなかなか動いてはくれない。まして議員立法ですから、行政が作った法律ではないですから、サボろうと思えば、なんぼでもサボれることがあるわけですから、そのことも踏まえてぜひ今日確認されたことについてですね、実施をしていただくよう切にお願い申し上げまして、簡単ではございますが、まとめのごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(司会 [])

どうもありがとうございました。

([])
このね、資料の何ページやろ。あのー、2の④真ん中ほどに全校長を対象にして、人権教育研修会を実施するって書いてあるけども、これ今更なんやけど、今まで何してたん。ね、いや、自分たちにとっては気になっとな、こ

こが。その前はようやとった。代わる代わる全職員を集めて。部落問題の話をしてもらった。それが今、校長さん集めて1回やとるだけや。最近は一貫する話やないんや。今まで何をしとったか聞きたいくらいや。この、いつから始まったかわからんけども、この時ふつう、推進法のことしっかり話してもろうたら、だいたいわかってくるんやから。うん、以上。

(司会

はい、それでは、閉会のあいさつを福井県の方からお願いします。

(北 嶺南振興局長)

はい、それではあの、本日はたくさんのご意見ありがとうございました。いただきましたご意見につきましては私どもも真摯に受け止めまして、持ち帰りまして、またしっかりと対応を検討させていただきたいと思います。皆様方には今後とも、いろんなご意見賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(司会

それでは、解放同盟側は お願いします。

どうも長い時間、遠いところからも来られていただきまして、本当に貴重な時間をありがとうございました。僕の素直な感想なんですけど、推進法ができて、また、貴重な時間、そういう時間を割いていただいて、勉強していただかなあかんことも出てきてますので、今後ともよろしくお願いいたします。皆様どうも、ご苦労さんでした。

(司会

それでは、大変拙い司会・進行でございましたけども、これをもって閉会させていただきます。本日はどうもご苦労様でした。